

平成26年度当初予算要求状況資料（2）

1 施策別要求額一覧	1 頁
2 款別要求額一覧	3 頁
3 部別要求額一覧	4 頁
4 会計別要求額一覧	6 頁
5 事業の見直し調書	7 頁
6 「事業改善に向けた有識者懇話会」での有識者からの 意見と当初予算への反映状況等	20 頁

平成25年12月
三重県

みえ県民カビジョン・行動計画

単位:百万円

政 策	施 策	H26要求額	目次
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～			
1 危機管理 ～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～	111 防災・減災対策の推進	5,329	7
	112 治山・治水・海岸保全の推進	28,067	9
	113 食の安全・安心の確保	264	11
	114 感染症の予防と体制の整備	706	12
2 命を守る ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	121 医師確保と医療体制の整備	52,435	13
	122 がん対策の推進	172	15
	123 こころと身体健康対策の推進	2,765	16
3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	131 犯罪に強いまちづくり	4,205	17
	132 交通安全のまちづくり	3,376	19
	133 消費生活の安全の確保	85	20
	134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保	181	21
4 共生の福祉社会 ～地域の中で誰もが共に支え合う社会～	141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	25,309	22
	142 障がい者の自立と共生	15,205	23
	143 支え合いの福祉社会づくり	4,066	24
5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切に、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進	367	25
	152 廃棄物総合対策の推進	3,770	26
	153 自然環境の保全と活用	87	27
	154 大気・水環境の保全	12,568	28
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～			
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり	699	29
	212 男女共同参画の社会づくり	137	30
	213 多文化共生社会づくり	147	31
	214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	79	32
2 教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～	221 学力の向上	17,941	33
	222 地域に開かれた学校づくり	39	35
	223 特別支援教育の充実	2,762	36
	224 学校における防災教育・防災対策の推進	1,729	37
3 子どもの育ちと子育て ～子どもが豊かに育つことができる社会～	231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	101	38
	232 子育て支援策の推進	15,900	39
	233 児童虐待の防止と社会的養護の推進	3,279	40
4 スポーツの推進 ～夢と感動を育む社会～	241 学校スポーツと地域スポーツの推進	483	41
	242 競技スポーツの推進	1,930	42
5 地域との連携 ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～	251 南部地域の活性化	105	43
	252 東紀州地域の活性化	475	44
	253 「美し国おこし・三重」の新たな推進	200	45
	254 農山漁村の振興	2,949	46
	255 市町との連携による地域活性化	1,432	47
6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	261 文化の振興	2,440	48
	262 生涯学習の振興	1,128	49
III 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～			
1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	311 農林水産業のイノベーションの促進	928	50
	312 農業の振興	10,400	51
	313 林業の振興と森林づくり	4,612	53
	314 水産業の振興	3,606	54
2 強じんて多様な産業 ～地域に活力と雇用を生み出す産業構造への転換～	321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	2,075	55
	322 ものづくり三重の推進	232	56
	323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興	3,801	57
	324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興	247	58
	325 新しいエネルギー社会の構築	3,271	59

3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331 雇用への支援と職業能力開発	1,759	60
	332 働き続けることができる環境づくり	650	61
4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～	341 三重県営業本部の展開	137	62
	342 観光産業の振興	595	63
	343 国際戦略の推進	94	64
5 安心と活力を生み出す基盤 ～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～	351 道路網・港湾整備の推進	42,974	65
	352 公共交通網の整備	489	66
	353 快適な住まいまちづくり	3,971	67
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用	22,317	68

施策の推進を支えるために			
行政運営	1 「みえ県民カビジョン」の推進	103	69
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営	1,267	70
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営	82,368	71
	4 適正な会計事務の確保	675	72
	5 市町との連携の強化	1,672	73
	6 広聴広報の充実	671	74
	7 IT利活用の推進	1,403	75
	8 公共事業推進の支援	4,747	76

行政委員会	365
-------	-----

その他	485,627
-----	---------

合計	893,968
----	---------

※一般会計、特別会計、企業会計の全てを含んでいます。

※四捨五入の関係で、合計と合わない場合があります。

平成26年度当初予算 款別要求額一覧（一般会計ベース）

（単位：億円、％）

款 名	平成26年度 要求額 (A)	平成25年度 当初予算額 (B)	伸び率 (A)／(B)
1 議会費	16	16	0.0
2 総務費	410	419	▲ 2.1
3 民生費	984	983	0.1
4 衛生費	308	270	14.1
5 労働費	29	48	▲ 39.6
6 農林水産業費	366	397	▲ 7.8
7 商工費	92	100	▲ 8.0
8 土木費	774	747	3.6
9 警察費	373	367	1.6
10 教育費	1,726	1,633	5.7
11 災害復旧費	59	76	▲ 22.4
12 公債費	1,143	1,130	1.2
13 諸支出金	697	563	23.8
14 予備費	1	1	0.0
合 計	6,977	6,749	3.4

（注1） 要求額は、国の予算編成や地方財政計画、景気動向等により変動するものです。

（注2） 四捨五入のため合計欄と一致しない場合があります。

平成26年度当初予算 部別要求額一覧（一般会計ベース）

【事業費ベース】

（単位：億円、％）

部 名	平成26年度 要求額 (A)	平成25年度 当初予算額 (B)	伸び率 (A)／(B)
防災対策部	35	33	6.1
戦略企画部	17	16	6.3
総務部	2,012	1,874	7.4
健康福祉部	1,214	1,197	1.4
環境生活部	219	211	3.8
地域連携部	124	115	7.8
農林水産部	373	416	▲ 10.3
雇用経済部	140	167	▲ 16.2
県土整備部	806	784	2.8
部外	30	26	15.4
警察本部	373	367	1.6
教育委員会	1,633	1,543	5.8
合 計	6,977	6,749	3.4

（注1） 要求額は、国の予算編成や地方財政計画、景気動向等により変動するものです。

（注2） 四捨五入のため合計欄と一致しない場合があります。

平成26年度当初予算 部別要求額一覧（一般会計ベース）

【一般財源等ベース】

（単位：億円、％）

部 名	平成26年度 要求額 (A)	平成25年度 当初予算額 (B)	伸び率 (A)／(B)
防災対策部	18	17	5.9
戦略企画部	12	12	0.0
総務部	1,986	1,854	7.1
健康福祉部	1,012	957	5.7
環境生活部	144	136	5.9
地域連携部	98	75	30.7
農林水産部	133	126	5.6
雇用経済部	103	104	▲ 1.0
県土整備部	204	194	5.2
部外	27	26	3.8
警察本部	333	331	0.6
教育委員会	1,285	1,224	5.0
合 計	5,354	5,055	5.9

（注1） 要求額は、国の予算編成や地方財政計画、景気動向等により変動するものです。

（注2） 四捨五入のため合計欄と一致しない場合があります。

平成26年度当初予算 会計別要求額一覧

(単位:億円、%)

会 計 名	平成26年度 要求額 (A)	平成25年度 当初予算額 (B)	伸び率 (A)／(B)
一般会計	6,977	6,749	3.4
県債管理	(1,141) 1,348	(1,127) 1,618	1.2 ▲ 16.7
総合医療センター資金貸付	18	16	12.5
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	3	3	0.0
あすなろ学園事業	10	10	0.0
就農施設等資金貸付事業等	2	3	▲ 33.3
地方卸売市場事業	2	2	0.0
林業改善資金貸付事業	9	8	12.5
沿岸漁業改善資金貸付事業	4	3	33.3
中小企業者等支援資金貸付事業等	7	14	▲ 50.0
港湾整備事業	2	2	0.0
流域下水道事業	124	120	3.3
公共用地先行取得事業	0	18	▲ 100.0
特別会計 小計	(1,321) 1,528	(1,327) 1,818	0.5 ▲ 16.0
病院事業	90	78	15.4
水道事業	162	156	3.8
工業用水道事業	127	101	25.7
電気事業	56	56	0.0
企業会計 小計	434	391	11.0
合 計	(8,732) 8,940	(8,467) 8,958	3.1 ▲ 0.2

(注1) ()内は、借換債を除いた額です。

(注2) 要求額は、国の予算編成や地方財政計画、景気動向等により変動するものです。

(注3) 四捨五入のため合計欄と一致しない場合があります。

事業見直し総括表

一般会計

単位:千円

廃止	件数	130
	金額	5,419,293
リフォーム	件数	37
	金額	153,270
休止	件数	20
	金額	1,495,944
計	件数	187
	金額	7,068,507

うちいわゆる「当然減」分

廃止	件数	100
	金額	5,039,099
リフォーム	件数	13
	金額	118,148
休止	件数	2
	金額	302,034
計	件数	115
	金額	5,459,281

差引(全体－当然減)

廃止	件数	30
	金額	380,194
リフォーム	件数	24
	金額	35,122
休止	件数	18
	金額	1,193,910
計	件数	72
	金額	1,609,226

事業の見直し調書

- (注)調書の各記号の意味は、以下のとおりです。
 「☆」…選択・集中プログラム事業
 「◇」…平成25年度特定政策課題枠のもの
 「□」…平成26年度特定政策課題枠のもの
 「◎」…市町予算と関係があると思われる事業
 「▲」…いわゆる「当然減」によるもの

(単位：千円)

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区 分			平成25年度	平成26年度	差 引	説 明	部局名		
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B	B-A				
☆	▲	111	11109	コンビナート防災対策 推進事業費	1			14,612	0	-14,612	東日本大震災を受け、消防庁指 針に基づき防災アセスメント調査 を実施するための事業であり、平 成25年度で調査が終了するた め、廃止する。	防災対 策部
☆		111	11103	防災関連人材活動強 化事業費	1			16,836	0	-16,836	新たに「みえ防災・減災センター (仮称)」事業費により、防災人材 の育成・活用事業を含めた地域 の総合的な防災・減災対策を担う 組織を設立し実施するため、本事 業を廃止する。	防災対 策部
		行運6	40601	広聴体制充実事業費 (旧 広聴体制充実事 業費) (旧 県民の声事業 費)			1	15,929	11,725	-4,204	庁舎案内等を行う県民の声事業 は広聴体制充実事業の一環であ るため、広聴体制充実事業費に 統合する。	戦略企 画部
		行運6	40602	経済センサス基礎調 査準備費			1	498	0	-498	5年に1度の周期調査の前年に行 う準備事務のため、次回実施まで 休止する。	戦略企 画部
		行運6	40602	住宅・土地統計調査 費			1	104,541	0	-104,541	5年に一度の周期調査のため、次 回調査実施まで休止する。	戦略企 画部
	▲	行運6	40602	特定サービス産業実 態調査費	1			2,349	0	-2,349	26年度からすべて国が行うこと となり、県への委託がなくなるため 廃止する。	戦略企 画部
		行運6	40602	商業統計調査準備費			1	2,332	0	-2,332	5年に1度の周期調査の前年に行 う準備事務のため、次回実施まで 休止する。	戦略企 画部
		行運2	40201	県庁ISO14001運営 管理事業費	1			5,258	0	-5,258	県庁環境マネジメントの 「ISO14001によるPDCAサイクル」 と「みえ成果向上サイクル」との二 重管理を、「みえ成果向上サイク ル」に一本化し、本県の行政運営 に合致した、より効率的な運用に 見直すことから、事業を廃止す る。	総務部
	▲	行運3	40303	地域庁舎整備事業費	1			96,948	0	-96,948	平成25年度末で伊勢庁舎建設が 終了し、地域庁舎の整備が完了 することから、事業を廃止する。	総務部
	▲	行運3	40303	県庁舎等耐震対策事 業費	1			3,272	0	-3,272	平成25年度をもって、地域庁舎本 館棟及び供用する非木造で延べ 床面積が200㎡を超えるすべての 附属棟の耐震化工事が完了する ことから、事業を廃止する。	総務部
◎	▲	111	11105	災害医療救助対策事 業費			1	7,037	0	-7,037	紀伊半島大水害被災者に対する 応急仮設住宅供与に係る市町補 助について、供与期間が平成25 年度までのため廃止する。	健康福 祉部

事業の見直し調書

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区 分			平成25年度	平成26年度	差 引	説 明	部局名	
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B	B-A			
☆◇□◎▲	113	11301								東日本大震災の発生を受けて、緊急対策として取り組んできた食品の放射性物質検査事業については、事業開始から放射性物質を含む食品が発見されていない等、一定の役割を終えたため、廃止する。	健康福祉部
▲	114	11401								県立看護大学の感染管理認定看護師養成研修会の終了に伴い、人材育成支援事業及び受講支援事業等を廃止する。	健康福祉部
▲	114	11401								緊急雇用創出事業の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	114	11403								平成25年度までの研究事業であるため廃止する。	健康福祉部
☆	▲	121								地域医療学生支援事業については、地域医療再生基金による事業期間の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
☆	▲	121								地域医療再生基金による事業期間の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	121	12105								平成20年度から6年の範囲内で実施してきた公費負担制度であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	健康福祉部
☆		122								肝炎対策コーディネーター養成事業については、他事業の中であわせて取り組むよう見直しを行うため廃止する。	健康福祉部
☆	▲	122								がん疫学研究支援事業及び三重医療安心ネットワーク拡充事業については、地域医療再生基金による事業期間の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	123	12301								平成25年度までの研究事業であるため廃止する。	健康福祉部
	141	14102								軽費老人ホームに対する補助を除き廃止する。	健康福祉部
▲	141	14103								「介護保険サービス事業者相談・震災等緊急雇用創出事業」及び「介護職員処遇改善推進緊急雇用創出事業」については、事業の終了に伴い廃止する。 「介護施設等防災対策推進事業」については、単年度事業のため廃止する。	健康福祉部
▲	141	14103								「認知症サポーター養成講座運営支援緊急雇用創出事業」については、事業の終了に伴い廃止する。	健康福祉部
◎	141	14103								補助制度創設以来6年が経過し、移動制約者の輸送手段の確保も多様化する中で一定の成果が得られたため廃止する。	健康福祉部
	141	14103								「介護の日」普及啓発事業は廃止する。	健康福祉部
	141	14103								単年度(平成25年度)で、市町における介護予防事業の評価・分析を行えるよう制度設計したため、廃止する。	健康福祉部
◎▲	142	14202								障害者自立支援対策臨時特例基金の精算に伴い、廃止する。	健康福祉部

事業の見直し調書

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区 分			平成25年度	平成26年度	差 引 B-A	説 明	部局名
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B			
☆◇□◎▲	142	14203		1		1,632	0	-1,632	同行援護従業者養成研修及びガイドヘルパー養成研修については、民間事業者が着実に実施してきていることにより、県が関与することの必要性が低くなっているため廃止する。	健康福祉部
▲	142	14203	1			1,289	0	-1,289	緊急雇用創出事業の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	143	14301			1	5,573	0	-5,573	次回民生委員一斉改選が実施されるのはH28年度であるため、H26年度については休止する。	健康福祉部
▲	143	14301	1			63,982	0	-63,982	介護基盤緊急整備等臨時特例基金による事業期間の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
☆	143	14302		1		7,236	0	-7,236	事業効果等を検証した結果、職場体験事業及び福祉・介護人材確保対策連携強化事業については廃止する。	健康福祉部
	143	14302	1			2,118	0	-2,118	社会福祉施設の適正かつ安定的な運営は、施設経営者によって確保が可能であり、また、指導監査等によっても一定程度担保されていることから廃止する。	健康福祉部
▲	143	14302	1			36,430	0	-36,430	緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)による事業期間の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	143	14302	1			78,158	0	-78,158	緊急雇用創出事業の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	143	14303		1		1,322	0	-1,322	「社会福祉法人権限移譲及び公益法人等移行支援事業(緊急雇用創出事業)」については、事業の終了に伴い廃止する。	健康福祉部
▲	143	14305	1			10,000	0	-10,000	緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)による事業期間の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	231	23102	1			1,431	0	-1,431	緊急雇用創出事業の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	231	23103	1			894	0	-894	緊急雇用創出事業の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
	232	23201		1		66,865	0	-66,865	低年齢児保育推進事業補助金については廃止する。 なお、平成26年度からは、少子化対策として、民間保育所における年度当初からの保育士加配に対する補助を創設する。	健康福祉部
▲	232	23202	1			26,972	0	-26,972	妊婦健康診査支援基金の精算に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	232	23202	1			41	0	-41	妊婦健康診査支援基金の精算に伴い、廃止する。	健康福祉部
▲	232	23203	1			5,490	0	-5,490	地域医療再生基金による事業期間の終了に伴い、廃止する。 なお、当事業における取組成果はこども心身発達医療センター(仮称)整備に反映させる。	健康福祉部

事業の見直し調書

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区 分			平成25年度	平成26年度	差 引 B-A	説 明	部局名		
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B					
▲	232	23203	母子寡婦福祉資金貸付金システム構築事業費	1			30,113	0	-30,113	システム構築の完了に伴い廃止する。	健康福祉部	
◇	▲	321	32103	みえライフィノベーション総合特区促進プロジェクト事業費				11,515	0	-11,515	新産業創出支援事業については、平成25年度のみ単年度調査事業であるため廃止する。	健康福祉部
	▲	321	32103	メディカルバレー緊急雇用創出事業費	1			7,098	0	-7,098	緊急雇用創出事業の終了に伴い、廃止する。	健康福祉部
		131	13101	安全安心まちづくり事業費				487	331	-156	学生自らの企画による安心安全なまちづくりの啓発イベントと地域が主体となり行う地域のニーズに応じた多様な形態でのフォーラムを統合する。	環境生活部
	▲	151	15101	地球温暖化対策普及事業費の一部 (三重県地球温暖化対策推進条例(仮称)策定事業)	1			742	0	-742	条例策定に係る事業であり、平成25年度に完了する予定のため廃止する。	環境生活部
		151	15101	エコモビリティ・エコドライブ推進事業費	1			282	0	-282	エコドライブインストラクターについては、一定の養成が行えたため廃止する。	環境生活部
		151	15103	環境行動促進事業費の一部 (三重県地球温暖化防止活動推進員支援事業のうちイベント支援事業)	1			2,186	0	-2,186	国の事業により事業実施が可能となったため廃止する。	環境生活部
		151	15104	河南省環境保全支援事業費	1			3,713	0	-3,713	環境に関する専門分野の研修により、多くの人材が育成され、河南省の環境保全に対する取組が推進されたため廃止する。	環境生活部
	▲	152	15202	最終処分場確保事業費				296,461	0	-296,461	廃棄物処理センターが行う新小山最終処分場整備事業の完成に伴い休止する。	環境生活部
		154	15402	自動車NOx等対策推進事業費の一部 (天然ガス自動車購入補助金)				1,666	0	-1,666	平成26年度については、現状においては活用事業所の見込みがないことから、一旦休止し状況を把握していく。	環境生活部
	▲	213	21302	医療通訳配置モデル緊急雇用創出事業費	1			28,916	0	-28,916	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	環境生活部
☆		213	21302	多文化共生啓発・国際理解推進事業費の一部 (日本語教師受入事業)				6,660	1,382	-5,278	日本語教師については一定の受入を行ったことから、今後は新たな受入は行わず、ネットワークづくりに注力する。	環境生活部
	▲	214	21401	新しい公共支援基金事業費	1			2,545	0	-2,545	新しい公共支援基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	環境生活部
☆		214	21401	NPOの自立した活動を支える基盤づくり事業費	1			1,530	0	-1,530	NPOの自立・持続した活動促進事業費として統合するため廃止する。	環境生活部
☆		214	21403	協創の地域づくり推進事業費	1			2,234	0	-2,234	NPOの自立・持続した活動促進事業費として統合するため廃止する。	環境生活部
		261	26101	地域文化活動発信事業費	1			4,010	0	-4,010	全国俳句募集は、三重の俳句文化を全国に発信するという点で所期の目的を達成したことから廃止する。	環境生活部

事業の見直し調書

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区 分			平成25年度	平成26年度	差 引	説 明	部局名
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B	B-A		
◇	261	26101				21,000	0	-21,000	遷宮の年であることを踏まえ、伊勢を統一テーマとして取り組んだ事業であったため、今後、事業の必要性が生じるまで休止する。	環境生活部
▲	261	26101	1			1,073	0	-1,073	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	環境生活部
▲	261	26101	1			204,669	0	-204,669	整備の完了に伴い廃止する。	環境生活部
	261	26102	1			3,774	2,596	-1,178	事業の見直しにより、専門調査員を廃止する。	環境生活部
▲	262	26201	1			3,106	0	-3,106	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	環境生活部
▲	262	26201	1			3,093	0	-3,093	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	環境生活部
▲	262	26201	1			1,543,676	0	-1,543,676	整備の完了に伴い廃止する。	環境生活部
▲	262	26201	1			25,777	0	-25,777	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	環境生活部
☆ ◎	251	25101	1			2,856	0	-2,856	少子化対策の重点化施策として取り組む全県的な婚活支援の一部に位置づけて実施するため廃止する。	地域連携部
▲	252	25201	1			3,150	0	-3,150	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	地域連携部
▲	252	25201	1			10,761	0	-10,761	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	地域連携部
▲	252	25201	1			4,485	0	-4,485	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	地域連携部
▲	252	25201	1			3,921	0	-3,921	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	地域連携部
☆	252	25202	1			4,912	0	-4,912	事業内容を見直し、熊野古道世界遺産登録10周年事業の枠組みの中で取り組むこととしたため廃止する。	地域連携部
☆	252	25203	1			883	0	-883	事業内容を見直し、東紀州地域振興推進事業の枠組みの中で取り組むこととしたため廃止する。	地域連携部
◎	352	35201	1			42,208	0	-42,208	市町内のバスは市町が主体的に担うとの整理や、三重県版事業仕分けの結果を踏まえ、廃止する。	地域連携部
▲	352	35202	1			7,091	0	-7,091	2県2市(三重県、愛知県、鳥羽市、田原市)による行政支援が平成25年度で終了することにより廃止する。	地域連携部
◎	354	35403			1	1,000	0	-1,000	平成26年度での事業実施について、市町からの要望がなかったため、休止する。	地域連携部

事業の見直し調書

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区 分			平成25年度	平成26年度	差 引 B-A	説 明	部局名	
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B				
☆◇□◎▲	354	35403	土地利用調査諸費			1	5,361	0	-5,361	国からの委託により5年毎に実施(H24~25で実施)している調査経費であり、次回調査実施(29年度)まで休止する。	地域連携部
▲	行運5	40502	自治振興事業償還金	1			12,783	0	-12,783	償還金が平成25年度で終了したことにより廃止する。	地域連携部
▲	行運7	40701	小学校通学路主題地図調製支援事業費	1			4,530	0	-4,530	緊急雇用創出基金事業であり、事業期間の終了に伴い廃止する。	地域連携部
◎	行運7	40703	移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金			1	2,625	0	-2,625	平成26年度は、補助対象箇所がないため、休止とする。	地域連携部
	行政委員会	50001	参議院議員選挙費			1	88,103	0	-88,103	参議院議員選挙を平成25年度に執行したことにより休止する。	地域連携部
	行政委員会	50001	参議院議員選挙市町等交付金			1	734,591	0	-734,591	参議院議員選挙を平成25年度に執行したことにより休止する。	地域連携部
	行政委員会	50001	参議院議員選挙臨時啓発費			1	2,169	0	-2,169	参議院議員選挙を平成25年度に執行したことにより休止する。	地域連携部
	行政委員会	50001	参議院議員選挙臨時啓発市交付金			1	2,018	0	-2,018	参議院議員選挙を平成25年度に執行したことにより休止する。	地域連携部
☆	311	31101	三重県産品営業拡大支援事業費		1		45,304	4,345	-40,959	平成25年度細々事業の「大都市圏営業拡大支援事業」は「みえフードイノベーション運営事業費」に組替する。「海外輸出拡大推進事業」は新規事業化する。なお、当事業では「平成おかげ参りプロジェクト事業」のみ実施する。	農林水産部
☆	311	31101	みえフードイノベーション運営事業費		1		32,148	195,556	163,408	平成25年度当初の細事業「三重県産品営業拡大支援事業費」の細々事業である「大都市圏営業拡大支援事業」を当事業に組み込み効率的な事業化を図る。	農林水産部
	311	31105	食で生みだす絆づくり・輪づくり推進事業費		1		45,675	38,273	-7,402	平成25年度当初の細事業「県産品うまいやんかPR促進緊急雇用創出事業費」を当事業で継続実施する。	農林水産部
▲	311	31105	県産品うまいやんかPR促進緊急雇用創出事業費	1			12,936	0	-12,936	事業期間終了により廃止する。	農林水産部
▲	311	31101	アセアン市場新規開拓チャレンジ緊急雇用創出事業費	1			11,305	0	-11,305	事業期間終了により廃止する。	農林水産部
▲	311	31102	園芸経営体等への就業促進緊急雇用創出事業費	1			7,423	0	-7,423	事業期間終了により廃止する。	農林水産部
▲	312	31204	農業版地域人材育成緊急雇用創出事業費(震災対応)	1			40,271	0	-40,271	事業期間終了により廃止する。	農林水産部
▲	312	31204	農福連携・指導体制構築緊急雇用創出事業費	1			3,090	0	-3,090	事業期間終了により廃止する。	農林水産部
▲	113	11302	学校飼育動物衛生調査緊急雇用創出事業費	1			1,028	0	-1,028	事業期間終了により廃止する。	農林水産部
	112	11201	地震対策ため池緊急整備事業費	1			157,500	0	-157,500	県営ため池等整備事業費に統合することにより廃止する。	農林水産部
	312	31205	基盤整備促進事業費			1	9,324	0	-9,324	H25年度で事業完了するが、H27年度新規事業要望があるため、休止する。	農林水産部

事業の見直し調書

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区分			平成25年度	平成26年度	差引	説	明	部局名
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B	B-A			
☆	◇	□	◎	▲							
	313	31301									
☆		木質バイオマスエネルギー利用促進事業費 (旧 新たな木質バイオマス供給拠点づくり事業費)				15,953	10,631	-5,322	・東紀州地域を対象とした機械リース経費10/10及び流通経費の支援を取りやめる。 ・新たに、前年度の供給量を上回る木質チップ原料を供給した事業者に対して支援する。		農林水産部
☆		「もっと県産材を使おう」推進事業費 (旧 エコブランド「あかね材」販売促進事業費)				11,134	8,926	-2,208	・「もっと県産材を使おう」推進事業費とエコブランド「あかね材」販売促進事業費を統合して実施する。 ・県内や都市圏での「三重の木」などの販路拡大に取り組むため、委託によるPR活動などを実施する。		農林水産部
▲	313	31301				10,390	0	-10,390	事業期間終了により廃止する。		農林水産部
	313	31302				938	10,779	9,841	林業・木材産業構造改革事業費に統合して実施する。		農林水産部
☆	▲	112	11204			50,000	0	-50,000	事業期間終了により廃止する。		農林水産部
	▲	153	15303			45,389	0	-45,389	25年度で復旧工事が完了するため、廃止する。		農林水産部
	▲	153	15303			9,665	0	-9,665	工事が概ね完了したため、「自然に親しむ施設整備事業費」へ統合する。		農林水産部
		313	31306			2,453	0	-2,453	森林環境教育について見直しを行い、新規事業「森を育む人づくり推進事業費」において実施する。		農林水産部
▲	313	31304				111,096	0	-111,096	事業期間終了により廃止する。		農林水産部
▲	313	31305				8,127	0	-8,127	新規事業「みえ森と緑の県民税制度運営事業費」において、引き続き普及啓発を行う。		農林水産部
▲	313	31305				9,409	0	-9,409	みえ森と緑の県民税導入前の準備事業であったため廃止する。		農林水産部
▲	314	31402				8,134	0	-8,134	事業期間終了により廃止する。		農林水産部
▲	314	31402				2,256	0	-2,256	事業期間終了により廃止する。		農林水産部
▲	314	31402				6,825	0	-6,825	事業期間終了により廃止する。		農林水産部
▲	314	31402				800	0	-800	事業統合により廃止する。		農林水産部
▲	321	32104				3,793	0	-3,793	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。		雇用経済部
☆	▲	323	32304			1,944	0	-1,944	調査検討業務終了のため廃止する。		雇用経済部
▲	322	32204				6,883	0	-6,883	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。		雇用経済部

事業の見直し調書

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区分			平成25年度	平成26年度	差引 B-A	説 明	部局名	
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B				
☆◇□◎▲	322	32204	産業人材育成事業費	1			15,451	0	-15,451	事業開始後7年を経過し、一定の目的、成果を達成したため廃止とする。	雇用経済部
☆	322	32204	ものづくり中小企業の情報発信・人材確保事業費	1			3,433	0	-3,433	中小企業の情報発信・人材確保の支援は、若年者雇用施策と一体化して新たな展開を図ることとし、当事業は廃止とする。	雇用経済部
☆	▲	331	33101	新卒未就職者地域人材育成事業費	1		91,403	0	-91,403	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	331	33101	若者就労応援緊急雇用創出事業費	1		6,831	0	-6,831	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	331	33101	若年無業者就労支援強化緊急雇用創出事業費	1		9,924	0	-9,924	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
		331	33102	高齢者就労マッチング事業費	1		557	0	-557	国事業との役割分担の見直しにより廃止する。	雇用経済部
	▲	331	33102	障がい者雇用促進緊急雇用創出事業費	1		69,362	0	-69,362	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	331	33102	就業のための障がい者地域人材育成事業費	1		44,636	0	-44,636	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
☆	▲	331	33102	障がい者雇用支援の新たなしくみづくり検討事業費	1		1,084	0	-1,084	障がい者カフェ(仮称)整備について、検討段階から実行段階に移行するため廃止する。	雇用経済部
	▲	331	33103	緊急雇用創出基金事業事務費	1		2,450	0	-2,450	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	331	33103	緊急雇用創出基金事業補助金	1		890,000	0	-890,000	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	331	33104	介護分野における外国人地域人材育成事業費	1		43,326	0	-43,326	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	332	33201	就労継続支援緊急雇用創出事業費	1		6,600	0	-6,600	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
		332	33203	若手人材育成・定着支援事業費	1		4,085	0	-4,085	若年者雇用施策の中で実施することとしたため廃止する。	雇用経済部
	▲	332	33203	若年者キャリアサポート推進緊急雇用創出事業費	1		6,958	0	-6,958	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	325	32502	みえスマートライフ推進協議会運営等緊急雇用創出事業費	1		2,267	0	-2,267	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
☆◇		341	34101	首都圏営業拠点開設に向けた情報発信事業費	1		8,805	0	-8,805	事業の目的を達成したため廃止する。	雇用経済部
	▲	341	34102	首都圏情報発信緊急雇用創出事業費	1		7,026	0	-7,026	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	341	34102	関西圏認知度意向調査事業費	1		4,395	0	-4,395	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	341	34102	三重のええとこ発見、地域資源・生産者情報整備事業	1		7,566	0	-7,566	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	341	34102	三重の魅力映像等作成・活用事業費	1		36,074	0	-36,074	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部
	▲	341	34102	「三重の応援団通信」発信事業費	1		10,567	0	-10,567	緊急雇用創出事業の事業期間終了に伴い廃止する。	雇用経済部

事業の見直し調書

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区分			平成25年度	平成26年度	差引 B-A	説 明	部局名	
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B				
▲	341	34102	コアな三重ファンなど による、おすすめ情報 発信ツアー事業費	1			6,651	0	-6,651	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。	雇用経 済部
▲	341	34102	首都圏のシェフと三重 県の生産者をつなぐ 食材フェア事業費	1			7,466	0	-7,466	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。	雇用経 済部
▲	341	34102	関西圏観光誘客促進 事業費	1			5,234	0	-5,234	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。	雇用経 済部
▲	323	32301	三重県産品流通機能 構築トライアル緊急雇 用創出事業費	1			8,824	0	-8,824	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。	雇用経 済部
	323	32301	コアな三重ファン発 掘・ネットワーク活用 事業費	1			10,679	0	-10,679	戦略的営業活動展開推進事業と 一体化して事業を行うほうがより 効果的であることから、本事業は 廃止し戦略的営業活動展開推進 事業に統合する。	雇用経 済部
☆	321	32102	自動車関連技術高度 化支援事業費	1			6,178	0	-6,178	自動車関連企業の技術高度化を 目指した自動車軽量化研究会に ついては、国のプロジェクト採択 へ発展したことから事業を廃止す る。	雇用経 済部
	324	32402	自動車軽量化技術等 開発事業費	1			9,949	0	-9,949	各種補助金申請・採択や展示商 談会出展へとつながるなど自動 車軽量化の技術開発等が促進さ れたため、本事業は廃止する。	雇用経 済部
	324	32402	地域資源を活用した 新商品開発事業費		1		1,933	508	-1,425	食品分野については共同研究の 実施、そこからの商品化までの実 績があるうえ、特許登録にまで 至っており、普及展開を図る段階 まで達したため、25年度で終了す る。鋳物・陶磁器分野について は、本活動の定着に取り組むた め、26年度も継続して実施する。	雇用経 済部
▲	324	32402	地域資源を活用した 食品開発支援緊急雇 用創出事業費	1			2,036	0	-2,036	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。	雇用経 済部
▲	322	32201	海外展開モデル構築 緊急雇用創出事業費	1			20,236	0	-20,236	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。	雇用経 済部
▲	322	32201	国際共同研究開発等 支援緊急雇用創出事 業費	1			4,620	0	-4,620	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。	雇用経 済部
▲	322	32203	ものづくり販路開拓・ 技術高度化等支援緊 急雇用創出事業費	1			7,337	0	-7,337	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。	雇用経 済部
▲	324	32402	製造現場課題発掘支 援緊急雇用創出事 業費	1			5,341	0	-5,341	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。	雇用経 済部
▲	323	32304	三重産業振興セン ター補助金	1			82,600	0	-82,600	三重産業振興センター(メッセウ ィング・みえ)の建設時に借り入れ た高度化資金借入金の償還費用 の一部を補助するものであり、償 還完了に伴い廃止する。	雇用経 済部
▲	323	32304	金融対策事業費	1			73,429	0	-73,429	平成26年度以降、預託金の対象 となる貸付残高が無くなるため廃 止する。	雇用経 済部
☆	323	32302	ニュービジネス創出人 材育成事業費	1			14,576	0	-14,576	経営者の人材育成は、グローバ ル化の進展に対応できる経営人 材の育成に向けて発展的に取り 組むなどとして、当事業は廃止す る。	雇用経 済部

事業の見直し調書

☆◇□◎▲	施策番号	基本事業番号	細事業名	区分			平成25年度	平成26年度	差引	説	明	部局名
				廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B	B-A			
☆	323	32301	伝統産業・地場産業 新たな市場開拓促進 事業費 (旧グローバルビジネス 創出事業費) (旧伝統産業・地場産 業新たな魅力創出事 業費)		1		11,301	10,578	-723	伝統産業・地場産業及び地域資 源活用産業の振興については、 現状と課題を整理するなかで、こ れまでグローバルビジネス創出促 進事業と伝統産業・地場産業新 たな魅力創出促進事業との2つの 事業に分けて行っていた内容をリ フォームして、伝統産業・地場産 業の振興については、伝統産業・ 地場産業新たな市場開拓促進事 業に統合するとともに、地域資源 活用商品づくりに関しては、魅力 ある商品づくり促進事業として分 割する。		雇用経 済部
	323	32301	魅力ある商品づくり促 進事業費 (旧グローバルビジネ ス創出事業費)		1		8,601	3,774	-4,827	地域資源活用産業の振興につい ては、伝統産業・地場産業の振興 と合わせて実施してきたが、現状 と課題を整理するなかで、グロー バルビジネス促進事業費をリ フォームし、魅力ある商品づくり促 進事業費として分割する。		雇用経 済部
▲	323	32301	地域資源を活用した 食品産業振興緊急雇 用創出事業費	1			3,724	0	-3,724	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。		雇用経 済部
▲	323	32301	地域資源関連商品情 報発信緊急雇用創出 事業費	1			7,493	0	-7,493	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。		雇用経 済部
	323	32304	商工団体との連携に よる地域産業支援事 業費	1			12,800	0	-12,800	商工団体が行う地域資源活用に よる商品化や創業支援等の取組 を2年間支援し成果があったが、 事業者訪問等により事業者の抱 える課題や地域課題が洗い出さ れたことから、小規模事業者の活 発な事業活動を促進するため、こ れら直面する課題の解決に向け た支援を行うことを検討し、当事 業を廃止する。		雇用経 済部
▲	323	32304	ものづくり中小企業 データマッピングリ ニューアル緊急雇用創出 事業費	1			3,976	0	-3,976	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。		雇用経 済部
▲	321	32101	環境・エネルギー関 連外資系企業発掘・ 誘致緊急雇用創出事 業費	1			3,503	0	-3,503	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。		雇用経 済部
▲	342	34203	観光関連緊急雇用創 出事業費	1			136,151	0	-136,151	緊急雇用創出事業の事業期間終 了に伴い廃止する。		雇用経 済部
◎	112	10102	川上ダム関連支援事 業費補助金			1	4,500	0	-4,500	平成26年度は補助対象事業がな いため休止する。		県土整 備部
▲	353	30503	全国「みどりの愛護」 のつどいプロジェクト 事業費	1			38,743	0	-38,743	平成25年度で事業が終了するた め廃止する。		県土整 備部
◎	353	30503	危険住宅対策事業費 補助金			1	644	0	-644	平成26年度は事業実施市町がな いため休止する。		県土整 備部
☆	◎▲	224	22401	学校防災機能強化事 業費	1		197,881	0	-197,881	事業期間の終了に伴い廃止す る。		教育委 員会
▲	221	22102	高校生国際料理コン クール相可高校設備 整備事業費	1			1,200	0	-1,200	平成25年度単年度事業のため廃 止する。		教育委 員会
▲	221	22102	第33回近畿高等学 校総合文化祭(三重 大会)開催事業費	1			36,000	0	-36,000	平成25年度単年度事業のため廃 止する。		教育委 員会
▲	221	22102	就業体験拡大充実緊 急雇用創出事業費	1			5,092	0	-5,092	事業期間の終了に伴い廃止す る。		教育委 員会

事業の見直し調書

施策 番号	基本事業 番号	細事業名	区分			平成25年度	平成26年度	差引 B-A	説明	部局名	
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B				
▲	221	22102	近畿高等学校総合文化祭連絡調整員緊急雇用創出事業費	1			1,712	0	-1,712	事業期間の終了に伴い廃止する。	教育委員会
▲	223	22302	特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業費	1			29,498	0	-29,498	事業期間の終了に伴い廃止する。	教育委員会
◇ □	221	22104	スクールカウンセラー等活用事業費 (旧スクールカウンセラー等活用事業費) (旧スクールカウンセラー等緊急活用事業費)		1		221,782	221,626	-156	スクールカウンセラーの配置をより効果的に行うため、スクールカウンセラー等緊急活用事業と統合し、問題行動の早期発見、早期対応を目指す。	教育委員会
☆ ◇	221	22104	いじめを許さない「絆」プロジェクト事業費		1		38,498	6,903	-31,595	本事業の目的をより効果的に達成するため、指導者養成講座を絆プロジェクト会議と統合し、学級満足度調査を市町が実施することを基本として進めていく。	教育委員会
◇	221	22104	いじめ巡回相談員配置事業費	1			36,347	0	-36,347	緊急雇用創出事業期間が終了するとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に一定の効果が示されたため、廃止する。	教育委員会
	221	22104	ケータイ・ネット対策事業費	1			3,671	0	-3,671	児童生徒及び保護者のケータイ・ネットに対する理解が深まり、一定の効果が示されたため、廃止する。	教育委員会
	241	24101	運動部活動支援事業費		1		126,414	111,604	-14,810	全国・ブロック体育大会に参加する生徒への補助率を見直した。	教育委員会
▲	241	24101	平成25年度全国中学校体育大会開催事業費	1			32,322	0	-32,322	平成25年度単年度事業のため廃止する。	教育委員会
▲	262	26202	社会教育推進体制整備事業費		1		8,821	1,168	-7,653	うち「震災等緊急雇用対応事業費(第55回全国社会教育研究大会開催に係る業務補助員)」は、事業期間の終了に伴い廃止する。	教育委員会
▲	262	26202	子どもと本をつなぐ環境整備促進事業費		1		10,791	501	-10,290	うち「学校図書館環境整備モデル緊急雇用創出事業費」は、事業期間の終了に伴い廃止する。	教育委員会
	261	26102	新たな地域文化発掘推進事業費		1		3,405	1,170	-2,235	「鳥羽・志摩地域の海女習俗」の全容を明らかにするために、総合的な調査を実施してきたが、26年度は地域固有の文化遺産の発掘と、保存・継承に関わる関係者と連携した情報の発信、同種の文化遺産を保有する全国各地との連携に取り組む。	教育委員会
▲	131	13102	特殊詐欺撲滅対策事業費 (緊急雇用創出事業)	1			6,020	0	-6,020	事業計画の終了により廃止とする。	警察本部
	131	13103	暴力団対策警察費 (旧 暴力団排除条例 広報啓発事業費)		1		1,737	1,283	-454	暴力団排除条例広報啓発事業を暴力団対策警察費に統合する。	警察本部
▲	131	13101	非行少年を生まない社会づくり推進事業費 (緊急雇用創出事業)	1			4,472	0	-4,472	事業計画の終了により廃止とする。	警察本部
▲	131	13101	青色回転灯犯罪抑止パトロール事業費 (緊急雇用創出事業)	1			66,893	0	-66,893	事業計画の終了により廃止とする。	警察本部
▲	132	13203	放置違反金滞納0(ゼロ)事業費 (緊急雇用創出事業)	1			4,476	0	-4,476	事業計画の終了により廃止とする。	警察本部

事業の見直し調書

☆ ◇ □ ◎ ▲

施策 番号	基本事業 番号	細 事 業 名	区 分			平成25年度	平成26年度	差 引	説 明	部局名
			廃止	リフォー ム	休止	当初予算額A	当初予算額B	B-A		
132	13202	近畿自動車道紀勢線の開通に伴う交通安全対策推進事業費			1	56,835	0	-56,835	事業計画に基づき、休止とする。	警察本部
132	13202	国補交通管制センターシステム更新整備費			1	130,363	0	-130,363	事業計画に基づき、休止とする。	警察本部
132	13202	国補交通安全施設地中化事業費			1	26,340	0	-26,340	事業計画に基づき、休止とする。	警察本部
合 計			130	37	20	7,712,166	643,659	-7,068,507		

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算への反映状況等

全体的な事項	総務部	P 2 1
施策 1 2 2：がん対策の推進	健康福祉部 医療対策局	P 2 2
施策 2 1 4：NPOの参画による「協創」の社会づくり	環境生活部	P 2 3 ~P 2 4
施策 2 3 1：子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	健康福祉部 子ども・家庭局	P 2 5 ~P 2 6
施策 2 3 3：児童虐待の防止と社会的養護の推進	健康福祉部 子ども・家庭局	P 2 7 ~P 2 8
施策 2 4 2：競技スポーツの推進	地域連携部 スポーツ推進局	P 2 9 ~P 3 0
施策 2 5 4：農山漁村の振興	農林水産部	P 3 1 ~P 3 3
施策 3 1 3：林業の振興と森林づくり	農林水産部	P 3 4 ~P 3 6
施策 3 2 1：三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進	雇用経済部	P 3 7 ~P 3 8

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

主担当部：総務部

全体的な事項

意見	当初予算要求への反映状況等
<p>1 ●「目標達成状況」の考え方に違和感がある。目標に向かって現状からどれだけ実績を伸ばせたかが本来の目的達成状況であるべきだから、本来であれば、(実績値-現状値)/(目標値-現状値)といった数式の解で表されるべきではないだろうか。</p>	<p>・ご意見にある数式での算定は、現在の評価基準においては、目標値が累計値（ストック指標）の場合において、当該年度にどれだけ実績を伸ばせたかを計るため、適用しているところです。目標値が単年度値（フロー指標）の場合においては、目標値が現状を維持するもの（緊急課題解決1：緊急に減災対策を実施する市町の数：29市町）や、県民にとって悪影響を及ぼす事象を発生させないことが目標となっているもの（施策114：感染症の集団発生事例数：0件）など、必ずしも実績を伸ばすことを目指す目標ばかりではないことから、(実績値/目標値)で算定することが適切と考えています。 目標達成状況の算定は、県民にとって分かりやすく明確なものであるべきことから、可能な限り共通の算定式によることが望ましいと考えていますが、次期計画の評価においては、ご意見もふまえ、適切な評価基準の設定に努めてまいります。</p>
<p>2 ●担当部局の論理や用語が、県民一般には理解しがたいこともあるので、施策や事業の説明に際しては、説明責任を意識して、明快な論理と用語での説明を心がけてほしい。</p>	<p>・県においては、「職員の業務遂行にあたっての行動指針～五つの心得～」の中で、「○県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。（中略）県民の皆さんに県政情報を分かりやすく伝え、共有していく視点を大切にします。」としています。今後とも、県民の皆さんに分かりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
<p>3 ●目標を上回った活動指標等については「目標達成状況」の数値を、1.0を超えて記述しても良いのではないだろうか。</p>	<p>・ご意見の表記方法は可能ではありますが、現在の「評価結果をふまえた施策等の進展度の判断基準」において、活動指標の平均達成率を一つの目安としており、ひとつでも100%を大幅に超える目標項目がありますと、平均達成率が大幅に上昇することとなります。この点も勘案し、今後とも適切な評価基準、表記のあり方について検討してまいります。</p>
<p>4 ●当初予算額と決算額の乖離が大きい事業が見受けられる。これらについては補正予算や繰越等により対応されているとのことだが、限られた経営資源が有効に活用されるよう、当初予算額と決算額の乖離が大きいものについてはしっかりと分析を行うべきである。</p>	<p>・予算については、当初予算成立後に発生した事由によって、当初予算どおりの執行が困難となった場合や、避けがたい理由のために年度内に事業が完了しない場合などについて、補正予算を編成したり繰越で対応する場合があります。また、厳しい財政状況をふまえ、予算の執行にあたっては、できる限りの費用の縮減に努めているところです。これらのことから、当初予算額と決算額に乖離が生じているところです。 今後は、予算額と決算額との適切な対比が可能となるよう、平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）からは、予算額の欄に最終補正後予算額を記載することとします。 なお、当初予算額と決算額の乖離が大きいものについては、ご意見のとおり限られた経営資源が有効に活用されるよう、次年度の予算編成にあたって分析を行い、適切な予算の調製に努めてまいります。</p>

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

施策122：がん対策の推進

主担当部：健康福祉部 医療対策局

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
1 12201 がん予防・早期発見の推進	がん予防・早期発見事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●実際の検診実態をふまえた目標値の設定が必要ではないか。少なくとも40～69歳（子宮がんは20～69歳）の数値は出していく必要がある。年齢制限、検診の手法の考え方を考えると受診率は現状より上がる。企業検診も入れると国の目標値50%を超えらると思われる。地域から国に対し新しい視点（統計の取り方）を伝えてもらいたい。 ●目標項目とされている「がん検診受診率」という数値の取り方が、必ずしも実態を把握したものとなっていないのではないか？他の有識者からご指摘のあった触診を伴わない検診はカウントされないという件のほかにも、自治体実施の検診の受診率のみがカウントの対象となっていて、病院等での受診や人間ドックでのオプション受診などが含まれていないように思われる。このために「受診率」の向上と「75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数」という県民指標の目標項目が、必ずしも相関関係を持たない結果になっていることも考えられる。 ●がんの予防をめぐる、子宮頸がんワクチンの接種や、乳がんの遺伝子検査など、不安を掻き立てるような情報の混乱もあり、県においては正しい情報の啓発に力を入れてほしい。 ●健診へのPR活動を促進する方法の改善が必要。 例）教育委員会との連携で中高生向けの啓発活動 ●施策231とも関連するが、主婦、無職、非正規職のための対策を講じてはどうか。 例）子育て中の主婦なら、健診の間に一時託児所の3時間チケットを配って無料使用を可能にすること、など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が目標値として設定している「がん検診受診率」は、自治体が国の指針に基づいて実施しているもののみが対象です。そのため、国の指針に基づかない検診は受診率にカウントされないなど、実態と乖離した部分があります。人間ドック等を含めた県全体の正確な受診率の把握は困難ですが、今後、国民生活基礎調査による受診率のデータを活用するなど、県全体の受診実態の把握に努めていきます。 ・県民力ビジョンで設定されている目標値であり変更は困難ですが、ご指摘いただいた点を踏まえ、実態を捉えた受診率についても把握していきたいと考えています。 ・子宮頸がんワクチンについては、現時点で、国の方針がまだ固まっています。県としてもその状況を踏まえながら、子宮頸がんワクチンの他、正しい情報の発信、普及啓発、必要な対策を立てていきたいと考えています。 ○学校でも健康の保持増進と疾病予防の観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいるところですが、がんに対する理解を得るための教育は不十分であるとの指摘がなされており、適切ながん教育の取組が必要となっています。そのため、平成26年度からがん医療の専門家や教育関係者等が協力して、出前講座等によるがん教育に試行的に取り組み、指導方法・内容等ががん教育のあり方を検討していきます。 ・がん検診時における保育・預かりのニーズについて、実態を把握した上で対応を検討していきます。
2 12202 がん治療・予後対策の推進	がん医療基盤整備事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●県民の医療機関の利用状況は、必ずしも県域の中だけで完結していないことから、診療情報の共有は、北勢と愛知県方面、伊賀と奈良・大阪方面、東紀州と新宮市方面など、県外の医療機関とも行えるような体制の構築が望まれる。特に東紀州地域においては、がん診療連携推進病院すら確保できていないことから、二次保健医療圏の県域を越えた再編などの可能性も含めて、適正な医療提供体制が構築できるよう、事業の推進に際しては、前例や旧慣にとらわれない抜本的な検討を望みたい。 ●三重県の南地域に対してのがん診療連携拠点病院およびがん診療連携推進病院を拡充する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療圏は医療法で定められており、その区分けについては県に裁量があります。県域を越えた診療情報の共有化は今後の課題と考えますが、がん医療の均てん化のためには県境を越えた連携も重要であると考えており、必要に応じて検討を行いたいと考えています。 ・国において、国指定のがん診療連携拠点病院の無い空白医療圏を解消するための議論がされており、この動向も見据えながら東紀州保健医療圏のあり方について検討していきたいと考えています。
3	がん療養生活向上事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●がん患者の療養生活を支える体制の構築は、特に、いわゆる医療過疎地域においては医療機関任せにはできず、県が主体的にかかわっていく必要性が高いと思われることから、伊賀地域や東紀州地域での緩和ケアの研修会の開催や、松阪・紀勢・東紀州地域でのがん患者や家族のサロンの開催などに、今後取り組んで行って欲しい。 ●医療従事者に対する研修の意義はあるが、ゆくゆくは医療系大学機関に移転するべきではないか。（＝医師、看護師の人材育成の現場で担当すべきではないかと思う。） ●がん患者の生きがい、家族の精神的なケア体制が必要 →公衆衛生研究ではガン患者の生きがいを尊重するためにはsocial supportの充実が有効的であるといわれている。日本の場合、家族単位で閉じることが多いが、地域単位での活動の場を提供できるように、末期がん患者の療養を支援するNPOやボランティア団体を紹介することも必要である。ただし、これは市町村の役割と重複しているようだが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県がん相談支援センターにおいて、各地域（津、伊賀、四日市、鈴鹿、伊勢）でのサロンの開催や患者会活動の活性化を図っています。なお、緩和ケア研修については、年7回開催していますが、がん診療連携拠点病院等で開催されており、拠点病院が未整備の伊賀地域や東紀州地域における開催については、今後の課題と考えています。 ・今後、医師、看護師等を育成する大学などの教育現場において、増大・多様化する緩和ケアを習得する必要があると考えますが、現行の国の標準緩和ケア研修プログラムは医師、看護師などを対象としているため、当面は現在実施している研修の充実を図っていきます。 ○三重県ではがん患者及びその家族の多様な相談を受けられる体制として、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターのほか、医療機関以外でも相談できるよう三重県がん相談支援センターを設置し、がん患者とその家族の支援を行っています。がん患者とその家族は、社会とのつながりを失うことに対する不安や仕事と治療の両立が難しいなど社会的苦痛も抱えています。当センターでは、各地域でのサロンの開催や患者会活動の促進を図るとともに、就労、経済面、家族のサポートに関する事など、医療のみならず社会的な問題に関する相談も多いことから、新たに就労等の社会生活を支援する相談支援、情報提供に取り組めます。

	意見	当初予算要求への反映状況等
施策に関する総括的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ●本施策に限らないが、県内で自己完結させようという傾向が強いように感じる。県民指標の目標達成のためには、必要に応じて近隣各県とも積極的に連携した取組をしていくことが求められる。 ●県の役割としては、特に市町や民間の手が十分に回らないところを補完することが重要だと考える。こうした観点から北中勢よりもむしろ東紀州地域等のいわゆる医療過疎地域における取組を重点的に行って欲しいと考える。 ●早期発見をどのようにしたらできるかの視点で目標をたてるべきと考える。早期発見の実例と体験セミナー等の企画。病院・保険会社との連携（統計協力等）の可能性検討。 ●検診率測定の問題などもあり、全体としての目標値は達成できていなかったが、施策と事業の関係が目標と手段との関係として成り立っていると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に小児がん拠点病院に指定された三重大学は、同じく東海北陸ブロックで指定された名古屋大学と連携し、小児がんの拠点整備のための基盤づくりに取り組んでいます。また、がん医療の専門人材を近畿圏の医療系大学が連携して取り組んでおり、今後も研修、意見交換などを行うなど取組を進めることとしています。 ・国において、国指定のがん診療連携拠点病院の無い空白医療圏を解消するための議論がされており、この動向も見据えながら東紀州保健医療圏のあり方について検討していきたいと考えています。 ○がんの早期発見のため、専門機関と連携して、市町の効果的ながん検診受診勧奨等の取組を支援します。また、がん検診の呼びかけや、がん情報の提供等に取り組む企業等と連携し、がん検診の受診促進、がん対策の普及啓発を図っていきます。 ・引き続き施策と事業の関係が、目標と手段の関係として成り立つよう取り組んでいきます。

注) ○は当初予算要求に反映したものを示しています。

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

施策214：NPOの参画による「協創」の社会づくり

担当部：環境生活部

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
21401 県民の社会参画活動への支援	1 NPO活動支援推進事業費	●寄付が集まらない理由は(1)集めてない(2)何に使われるかわからない(3)寄付する仕組みや仕掛けがないの3つ。条例制定だけでは寄付金総額は増えない。具体化したターゲットに地域課題を「見える化」し、その解決策を示して、「寄付」という社会参加を働きかけるように、意識変革、スキル向上、成功体験が不可欠。	○条例は寄附を集める手法のひとつと考えています。NPOが自立・持続した活動を展開できるよう、市民ファンドや地域金融機関との連携、寄付の仕組みづくりなどを検討します。
	2 みえ県民交流センター管理事業費	●「NPOマネジメント講座」は誰のための講座か。寄付を集めた経験がないNPO支援組織がNPOの資金調達をどう支援するか。カギは「地域金融機関」。志ある職員による勉強会の開催、融資審査や経営会議などへの巻き込み、利子補給など。NPOにとって「融資」が資金調達方法の選択肢となるためには、少額でも借りて完済する成功体験が不可欠。	○NPOが自立・持続した活動を展開できるよう、市民ファンドや地域金融機関との連携、寄付の仕組みづくりなどを検討します。
	3 みえ県民交流センター指定管理事業費	●県域の市民活動センターとして、特定非営利活動法人以外の市民活動団体（社団法人や地縁法人などの法人格を持つものを含む）に対する支援のあり方も、検討されたい。 ●指定管理者制度を取っているが、委託だけでなく、県による運営に関する評価を行うことが必要。 例)新潟市における「公の施設目標管理型評価マニュアル」を参照	○NPO法を所管していることからNPO法人への関わりが中心となっていますが、施策本来の対象は法人格の有無に関係なく「NPO」（ボランティア団体、市民活動団体等）になっています。みえ県民交流センターでは、引き続きNPO法人以外の団体を含む幅広い団体の情報を把握し、提供していきます。 ・三重県においても、指定管理者の自己評価に対して県の評価を実施しています。
	4 災害ボランティア支援等事業費	●東日本大震災以外の災害（豪雨災害等）の被災地支援も必要であることから、みえ災害ボランティア支援センターは閉鎖せずに、機能を維持していくことが必要と考える。	○センターについては12月で東日本大震災支援の活動を終了しますが、災害発生時に速やかに活動を開始できるよう、平時の態勢を整え、事務局機能を維持していきます。
21402 NPOが活発に活動できる環境の充実	5 新しい公共支援基金事業費	●引き続き県として「新しい公共」をどう推進していくのか、全庁的な体制づくりが必要と考える。	・同じく「新しい公共」を推進する取組である「美し国おこし・三重」の取組が、平成26年度で終了することをふまえ、今後両方で推進のための体制等について検討していきます。
	6 NPOの自立した活動を支える基盤づくり事業費	●地域内で資源が循環する基盤を構築できたかは不明。「ヒント集」をつくって、配布しただけでは意味がない。それをテキストに、先人に学ぶ具体的な場づくりが不可欠。 ●いかにして新たな取り組みの芽を見つけ、「ヒント集」を活用しながらそれを育てていけるか、その支援を担うセクションのスキルアップが課題と考える。	○みえ県民交流センターにおいて、NPO等を対象として、ヒント集を用いた勉強会を実施します。 ○みえ県民交流センターで、中間支援組織の職員を対象にマネジメントに関する研修等を実施し、スキルアップに努めます。
21403 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進	7 災害時に備えたネットワーク強化事業費	●市町との連携強化を求めたい。 ●市町への研修事業だが、そもそも市町が担当する業務だと思う。ただし、一部の市町では災害ボランティアセンターを運営できるマニュアルがないなどの状況だと伺っているので、期限付きの事業として運営する必要がある。	○災害発生時に速やかに活動を開始できるよう、平時の態勢を整え、事務局機能を維持するとともに、市町や市町社会福祉協議会との連携を強化していきます。 ○運営マニュアルがないなどの状況にある市町について、体制整備に向けて、研修等の支援を行っていきます。
	8 NPO視点による協創の地域づくり実践事業費	●特定非営利活動法人以外の市民活動団体（社団法人や地縁法人などの法人格を持つものを含む）に対する働き掛けが弱いように思われる。	・NPO法を所管していることからNPO法人への関わりが中心となっていますが、施策本来の対象は法人格の有無に関係なく「NPO」（ボランティア団体、市民活動団体等）になっています。地域づくりに取り組む団体を小グループから育成している「美し国おこし・三重」推進PTとも連携し、広く働きかけを行っていきます。
	9 協創の地域づくり推進事業費	●「ファシリテーション研修」を実施している「美し国おこし・三重」との棲み分けや連携はあるか。研修だけでは育たない。実践の場はあるか。「美し国おこし・三重」終了後にどんな仕組みを残すか。キーワードは「SR」。あらゆる個人や組織を巻き込む「SR推進室」の設置など。 ●地域づくりは一義的には基礎自治体である市町が担うべきであり、県がこの事業を行うのであれば、市町の職員のスキルアップの支援や財政支援など、後方支援に徹すべきと考える。	・「美し国おこし・三重」推進PTは小グループから地域づくりに取り組む団体を育成していません。対象や方法など異なるところもありますが、めざすところは同じであり、今後両方で推進のための体制等について検討していきます。 ・市町職員、地縁団体、学生等を対象とした地域づくりのスキルアップの研修等を実施してきましたが、一定の成果があったことから終了し、今後は、NPOと企業等が連携・協働して地域課題に取り組む中で、人材の育成を図ります。
10 NPOと企業等のパートナーシップ促進事業費	●NPO等と企業の連携・協働促進のためには、NPO等（特に特定非営利活動法人以外の市民活動団体）についての情報把握が必要であるが、そうした情報の収集・把握が弱いように感じる。 ●Table for TwoというNPO団体がある。企業の社内食堂を通じてアフリカの子供たちへの寄付活動を促進させる試みである。 →地域の子供を対象としたものに転換できるのではないか。	○みえ県民交流センターでは、地域の市民活動センターや市町と連携し、引き続き市民活動団体情報を幅広く把握します。また企業訪問等において活用します。 ○NPOが継続的に活動していくためには、財政基盤が重要です。提案いただいた事例についても、NPOを支援していく仕組みづくりの中で検討していきます。	

	意見	当初予算要求への反映状況等
<p>施策に関する総括的な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「NPO」といってもひとくくりにはできない。収入規模が小さいからといって、活動基盤が脆弱なわけではない。規模ではなく、機能の問題。県としてどんなNPOを応援するか、具体的に明示することも必要では。 ●大切なことは「地域の課題を解決すること」。その担い手はNPO法人だけではない。法人格も「手段」。NPO法人に対する寄付金総額だけでは県民の社会参加度は測れないのではないかと。認定NPO法人数だけでNPO活動が活発かはわからないのではないかと。 ●条例指定制度は手段の一つではあるが、優先順位は高くないのではないかと。 ●e-モニターによるアンケートという手法で出される数字が、県民指標の目標項目に掲げる数字としての信頼に足るものなのか（県民意識調査の数値との乖離もあり）疑問を覚える。また、特定非営利活動法人以外の市民活動団体（社団法人や地縁法人などの法人格を持つものを含む）に対する意識が弱いように思われる。 ●相応の活動を実施しているので継続が肝要と考える。 ●評価がCであるのは、認定NPO法人数が目標値を満たしていないからである。この目標値の設定に問題があるのではないかと。 →基本事業21402「NPOが活発に活動できる環境の充実」を評価するための指標が、認定NPO団体の数というのはうまくマッチングしていない。むしろ、「ヒント集」の認知度がどの程度広がったか、もしくは、その汎用性がどの程度効果的であったかを検討すべきではないかと。 ●現在、企業はCSRの一環としても地域貢献への意欲が高いので、県がNPO団体とリンクさせてあげるのも事業としてなりたつ。 ●県としては、県内の企業誘致事業とも関連するが、社会起業家の活動を奨励することもあり。アショカ財団の事例も役に立つ。 	<p>○ヒント集を活用し、全NPO法人を訪問した結果、さまざまな課題が見つかりました。県としては、自立に向けた活動基盤の強化を中心に支援していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人に対する「寄付金総額」については、「寄附」を通じて、県民が社会参加するという意味で指標を設定しました。また、「認定NPO法人」については、NPOを取り巻く環境が整備されることにより、認定NPO法人数が増加すると思われました。ご意見は今後の参考といたします。 ○条例で指定することによりNPO法人への寄付を促す制度については、NPO法人の財政基盤の強化に資するものと考えていますが、ご意見を参考とさせていただき、条例指定以外の方法による寄付の促進についても、仕組みづくりを検討します。 ・ご指摘は、アンケートの手段、方法について今後検討していくなかで参考といたします。NPO法を所管していることからNPO法人への関わりが中心となっていますが、施策本来の対象は法人格の有無に関係なく「NPO」（ボランティア団体、市民活動団体等）になっており、情報共有・発信等の支援を行っています。 ・引き続き、誠心誠意、取り組んでいきます。 ・NPOを取り巻く環境が整備されることにより、認定NPO法人数が増加すると思われました。ご意見は今後の参考といたします。 <p>○NPOと企業との連携を進めるため、企業の社会貢献意識を醸成するとともに、NPOと企業が、それぞれの強みやニーズについての情報共有や交流を行う場づくりに取り組み、NPOと企業との相互理解を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOが自立・持続した活動を展開できるよう、アショカ財団の事例も参考といたします。

注) ○は当初予算要求に反映したものを示しています。

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

施策231：子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

担当部：健康福祉部 子ども・家庭局

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
23101 子ども条例の普及と推進	子ども施策総合推進調整事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●条例の前文で、子どもの自己肯定感を高めていくことが謳われているが、自己肯定感を高めるためにも、どういった人々が自己肯定感が低く自殺未遂率が高くなりがちかを把握し、そうした自己肯定感の低くなりがち層（異性愛者ではない人、いじめ被害者など）に対するケアを重点的に進めていくなど、子どもが豊かに育つことができるための事業をより効果的に進められるよう望む。なお、キッズ・モニター事業で子どもの意見を聞いたことが、具体的にどのような施策にどのように活かされたのかの言及が欲しかった。 ●キッズモニター制度の意義を明確にする必要がある <ul style="list-style-type: none"> →県政の情報収集のための手段であるなら、登録者を増進しなければならない。 →キッズモニター制度は、子どもたちが自ら問題意識をもつ機会を与えるためでもある。政治関心が低い若者への啓発につながると思うが、キッズモニター登録者の意見を年次報告書に反映しているだけでは、キッズモニター登録者へのフィードバックにはならないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己肯定感が低くなりがち子どもに対しては、この施策だけでなく施策232「子育て支援策の推進」におけるひとり親家庭への対応や、施策233「児童虐待の防止と社会的養護の推進」における児童への学習支援など、他の施策においても対応しているところ。この施策においては、教育委員会と連携して子どもが子ども条例を学ぶ機会を設けるなど、自己肯定感を高める取組を進めたいと考えています。 ○キッズ・モニターについては、子どもの意見をどのように施策に活用したかについて、キッズ向けHPからわかりやすく伝える工夫をいたします。また、次回の募集時には、キッズ・モニター制度の目的や成果について、HPやチラシで伝えるとともに、新4年生への周知を強化して、登録者の増加に努めます。
	子ども専用電話相談事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもほっとダイヤルの受付時間であるが、保護者が起きている時間には電話しにくいケースなども考えられるため、深夜帯の受付も検討してほしいと考える。また、関係機関連絡会議に市町の教委等が入っていないことが気になった。小中学校教育は市町の管轄であることから、市町とも密接に連携を取っていく必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもほっとダイヤルの受付時間帯は、16時から17時がピークとなっていますが、相談時間帯の変更についてもその必要性と実施方法について、運営会議で協議していきます。また、関係機関連絡会議に市町の教育委員会は入っていませんが、いじめ問題等、学校が関係する案件については、県教育委員会・市町教育委員会・学校が連携して対応しています。
23102 家庭力・地域力の向上支援	家庭の養育力向上事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの事業の参加者が、もともと家庭の養育力がある程度高い世帯の保護者なのではないかと思われ、構成する事務事業が、施策の進展度を高めるものとなっていないのではないかと懸念する。 ●基本的に、ある程度円満な家庭をターゲットにしている点は限界である。 <ul style="list-style-type: none"> →フェスタ以外の新しさがある企画はないか。 →施策313と関連するが、余った木材を活用した、家族でのものづくりフェスタなどはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県の次世代育成支援は、課題を抱えた子どもやそれぞれの家庭の個別の問題に対応する福祉政策と、地域社会全体に働きかける啓発的な施策の両輪で推進しています。この施策は地域社会への働きかけを主たる事業として構成しており、子育てや子どもとのつきあい方に不安を持つ保護者やまわりの大人に対しても「みえの子育ちサポート講座」を実施することにより、家庭や地域の養育力の向上に努めます。 ・フェスタは、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向けて、企業、団体、学生ボランティアなど多様な主体が連携して運営し、子どもや子育て家庭が家族の絆を感じていただく場を提供しています。平成26年度は、開催地域において地域の絆をさらに深まるよう、子どもの思いや意見と地域別懇話会で検討された取組を結集し、子どもと大人がともにつくりあげるフェスティバルをめざします。また、フェスタの体験・展示コーナーでは、木育や県産材の活用を呼びかける出展者が、親子で木にふれあうカスタネットづくりの場を提供するといった取組も行っています。なお、フェスタ以外の企画についても、ネットワークの地域別懇話会を実施する中で今後協議してまいります。
	家族の絆強化事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●「みえ次世代育成支援ネットワーク」の会員総会の参加者数を見ると、会員数の増加が必ずしも実働人数の増加ではないことが伺えるため、会員数の拡充よりも実質の強化に施策の軸足を置くべきではないかと考える。なお、「子育て応援！わくわくフェスタ」は、その効果が費用に見合うものとは思えず、市町との連携（もしくは市町への事務移譲）が必要と思われる。 ●基本的に、ある程度円満な家庭をターゲットにしている点は限界である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワークの「実質の強化」について、今年度からは、会員（企業・団体）間の交流や市町との連携が深まるように、県内5地域で地域別懇話会を開催し、実質的な取組の強化を図ります。平成26年度は、これに地域の活動団体等も加え、地域別懇話会を開催することとし、子どもの育ちや子育て家庭を支える地域ごとの取組を促進します。 ・ネットワークでは、虐待防止キャンペーンへの協力も行っており、問題を抱えた家庭への啓発に取り組んでいます。また、問題を抱えた家庭へのケアは、施策232、233により福祉的なアプローチで取組を実施しています。
	企業の次世代育成支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●県内4万事業所のうち「家庭の日」協力事業所が81では、ほとんど効果はないのではないかと。公共事業等総合評価の評価項目の一つである「次世代育成支援活動実績」の中に「家庭の日」協力事業所であることを入れるなど、何らかのインセンティブが無ければ今後も増えないのではないかと。また、81事業所の内訳が分からないので何とも言えないが、各市町役場や、学校・園などは、協力事業所になっていないのであろうか。 ●「家庭の日」をつくっているが、当日、行政は何をするのか。 <ul style="list-style-type: none"> →企業の理解を深めることは重要だが、現実問題として給料を下げるわけにはいかないので難しい。むしろ育児疲れから離れるチャンスを与えるのはどうか。一時託児所無料利用券を渡すのがよいかも。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の絆を深めることができる取組等を実施していただいている企業・事業所には、感謝状を交付するとともに県ホームページでの取組内容の紹介等を行っています。協力事業所には公の機関は含まれていません。ご指摘のとおり、協力事業所の拡大はなかなか困難ですが、さまざまな機会を通じて周知・啓発を図ります。 ・この事業は、「家庭の日」の趣旨を周知啓発することで、家族の絆を深めるために企業が取り組んでいただくものです。利用しやすい子どもの看護のための休暇などの取組が広がり、子育てしやすい社会づくりにつながればと考えています。
6	子育て・子育て支援情報発信事業費		
7	子育てサポート推進緊急雇用創出事業費		
8	子育て家庭応援事業緊急雇用創出事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭応援クーポンの利用登録件数は約28,000とのことだが、全子育て世帯に占める登録件数が少ないことが気になる。実際にはどの程度利用されているのか、大阪・名古屋など県外での利用や、県内での県外からの来客の利用も含めて検証し、本当に継続していくことで効果が見込まれるのかどうか、検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実績を把握することは困難ですが、より多くの方が利用できるような制度の周知に努めます。（本事業は緊急雇用の事業（人件費）であり、H24年度をもって廃止していますが、子育てを家庭で社会全体で応援するため、県内の企業や商店等が子育て家庭に対して、特典や割引などのサービスを提供していただいている子育て家庭応援クーポン事業の継続は必要であると考えています。）

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
9	子ども・若者事業推進費	●ゲームセンターやボーリング場なども子どもの利用が多いことから、そうした店舗への働きかけや立ち入り調査も行って欲しい。	<p>・青少年健全育成条例の施行に必要な限度において立入調査を行うことができる旨規定されており、図書類、刃物類及びがん具類、ゲームセンター、カラオケボックスなど、種類により調査事項を設定し、年1～4回継続的に実施しています。ゲームセンター等には他法令の適用を受けるため条例の対象にならないものもあります。</p> <p>・協力店運動については、10時以降に営業する店舗すべてに依頼することは困難であることから、立入調査の対象となる店舗に働きかけを行っています。</p> <p>・現在、深夜における遊技場等への入場の禁止等の対象となっている営業は、主に個室等で青少年が人目につかず深夜の時間帯に滞在することが可能なもの等であり、特に、ボーリング場において問題となっているケースが他の業種と比べ多いという状況は把握しておらず、条例で規制する対象を拡大することは慎重に判断すべきであると考えています。</p> <p>なお、条例では、ボーリング場等の青少年の入場が禁止又は制限された以外の深夜に営業を営むすべての事業者等においても、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すようにつとめなければならない旨規定されています。</p>
10	23103 子どもの保護対策の推進	●ゲームセンターやボーリング場なども子どもの利用が多いことから、そうした店舗への働きかけや立ち入り調査も行って欲しい。 ●立入調査についてどこまでが要請できることなのか。言い放しではなくその改善のフォローはどうすべきか。登録の更新はどのようにするか明確にすべき。協力できない店舗はどのようにしていくかロードマップ必要。	
11	インターネット・携帯電話の安全安心利用啓発緊急雇用創出事業費	●インターネットリテラシーについては、安全安心な利用のみならず、著作権などを侵害しないことや、SNS等の利用マナーなど、幅広い啓発が望まれる。	
			・講座の中では著作権やSNS等についても触れていますが、啓発冊子には著作権の記載がないことから、次回改定時に修正を検討します。

	意見	今後の対応
施策に関する総括的な意見	<p>●子ども家庭局は、平成23年度・24年度にかけて、子ども条例を制定し、「子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」を目的に課題の整理と組織づくりを行ってきた。その過程で「家族の絆 一行詩コンクール（ありがとう）」や「子育て応援！わくわくフェスタ」「みえの子ども白書フォーラム」などを開催してきた。しかしこれらの事業は本来NPOなどの民間組織が主体となるものである。行政（県）と民間との関わりを今一度整理し、検討することが必要となる。</p> <p>●子育て支援を強化することによって、「子どもを安心して産み育てることのできる地域社会づくり」をめざすとされるが、具体的な施策提案が求められる。何を、どのように、例えば「三重県子ども条例」の広報・普及に力を入れることに努めること、イベントはできるだけ縮小して問題を抱える子や親に対して具体的に働きかける施策の実現が必要である。</p> <p>●条例や「家庭の日」の認知度を上げることが目的ではなく、本来は、条例に掲げられている理念にのっとった行動が取られるようになっていくことこそが目的であると思う。目標値の設定によって、手段が目的化してしまっているきらいがあることが懸念される。</p> <p>●子どもの養育はあくまでも親。親の子どもとの一緒に時間を確保することを支援してはどうか。すなわち母親の勤務の継続を推進する制度（フレックスワークプレイス）を企業が採用するための制度紹介、支援、奨励、登録制度等。</p> <p>●施策231の県民指標が、三重県子ども条例の認知度ということだが、果たして施策231の数値目標として適切か。条例が広く知られることで、施策が達成できたとは言えないだろう。</p> <p>●条例に基づく子どもの育ちを支える施策について、その目標が条例の認知度というのは目的と目標が整合していない。条例を知っても子どもの支援にはならない。</p> <p>●HPが見づらくて使いにくい：誰のためのHPなのか。 例えば、県内の幼稚園、保育園情報、市との連携リンク利用する補助などが書いているにもかかわらず、子育て支援課のページを利用する側からすると、どうやったらアクセスできるか分かりづらい。</p> <p>●HPには、子どもの情報が一括されていない。 例えば、幼稚園：教育と、保育園：福祉だと思うが、これは両者が連携してつくるべきではないか。</p>	<p>○県が実施すべきこと、NPOなどの民間組織に実施していただきたいことの整理につきまして、ネットワーク運営委員会等とも協議しながら検討していきます。（家族の絆強化事業）</p> <p>○県教育委員会等と連携して、子ども条例を入権教育のテーマとして学校の授業で取り組めるようパンフレットを作成します。（子ども施策総合推進調整事業）</p> <p>○ネットワークの会員企業や団体に対し、子育てや子育て家庭を支援する制度や取組について紹介し、それらが会員間でどのように取り組まれたかについても情報共有を行って、ネットワークの活性化を図ります。（家族の絆強化事業）</p> <p>・県民指標に「三重県子ども条例」の認知度をおいており、27年度までは変更は困難ですが、ご指摘のことについては、次回の指標設定時の参考とさせていただきます。</p> <p>・目標を設定した本来の目的である条例の理念に乗った行動を、それぞれの主体が実践できるよう、県内の様々な子育て支援等の団体や企業の取組について、地域に向いて協議を進めます。</p> <p>○条例については、知るだけではなく、内容の理解が深まるよう周知・啓発を行います。（子ども施策総合推進調整事業）</p> <p>・HPが見やすくなるように、情報の更新やリンク等について対応いたします。</p>

注) ○は当初予算要求に反映したものを示しています。

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

施策233：児童虐待の防止と社会的養護の推進

担当部：健康福祉部 子ども・家庭局

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
1 23301 児童虐待対応力の強化	児童虐待等相談対応力強化事業費	●活動指標について、「市町と共に取り組んだ件数」ではなく、その中身の達成度を指標とすべきではないか。次期計画ではよく検討して欲しい。 ●PR活動を進める必要がある。特に、虐待されている状況を自覚していない子どもにとっては、専用電話に電話することが考えられないと思う。虐待する側への勧告も重要だが、虐待される側に直接、伝達する方法を考えるべきではないか。 例) スペインでは、大人の目線と児童の目線で伝える情報が異なるようになっている広告をしている。	・市町と県児童相談センターとの協議において、改善の達成状況や、達成又は未達成の要因を協議しながら、次の改善につなげていきます。 ・活動指標「市町と共に取り組んだ件数」については、次期計画に向けて検討します。 ・子どもに向けた情報の伝達方法、伝達内容について研究を行います。
	管理運営費（児童相談センター）	●肌理の細かい対応のためにもケースワーカーの負担軽減が急務と思われる。民生児童委員や生活保護のケースワーカーなどとの連携も強化して欲しい。	○市町の体制強化について要保護児童対策地域協議会の充実を図るとともに、NPO等と連携しながら児童の安全確認と支援の向上につなげます。（児童虐待法的対応推進事業、市町児童相談体制支援推進事業） ・民生委員・児童委員の研修において、子ども虐待防止に果たす役割等について理解促進を図ります。
	児童一時保護事業費	●学校・園との連携も強化して欲しい。	・入所児童について、学校等との情報交換を行っており、今後も一層の連携強化を図っていきます。
4 23302 児童虐待の未然防止の推進	0歳児からの保育母子保健連携虐待予防事業費	●廃止された事業だが、なぜ3市16か所にとどまったのか原因を把握し、市町との役割分担を含めた県事業のあり方を改めて考えるべきと思う。 ●相談事業：悩み事によって相談先が違うが、子どもの発達に関して、掛けた先の専門家かなのかどうか不明。東京都職員は子育て系専門の人が担当しており、相談、情報発信、ブログなどを充実させている。 →東京都ではHPでさまざまな提案をしている。県民への聞き取り調査から得られる。	○当該事業と同等の目的を達成することが可能である、安心子ども基金子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業）により市町の支援を継続します。また、妊産婦に対しては、新たに産前産後のケアについての支援を行います。（産前産後包括支援事業：施策232） ・相談事業については、安心子ども基金を活用して県が支援する地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業を活用すること等により、事業目的を達成することが可能であると考え、今後も当該事業による支援を継続します。
	安心子ども基金妊娠出産前支援事業費	●今後の事業のあり方を検討するためにも、養育支援訪問事業が、まだ全市町において実施されているわけではない原因を究明してほしい。 ●行政に足を運ばないといけないとき（年金などの届出を出すとき）を活用してPRすることが必要ではないか。	・養育支援訪問事業については現在、7市町で未実施となっておりますが、届出を行っていない市町においても保健師による要支援家庭への訪問が行われています。しかし、届出に必要な中核機関を定めた体制整備は重要なことから、引き続き、県内すべての市町が届出を行い実施するよう働きかけていきます。 ・養育支援訪問事業については、支援が必要と判断した家庭を対象として、適切に実施してまいります。乳児家庭全戸訪問については、各市町において妊娠届出時から説明を行う等、円滑な実施のため周知に努めていきます。
6	若年層における児童虐待予防事業費	●ピアサポーターにどれだけの効果があるのかが理解できない。1校2学級の実施では一過性のものに終わってしまい継続性に課題があるように思われるし、また、教師の目のある学校現場での相談では、子どもたちが相談できることにも限界があるのではないだろうか。別の手段が望まれる。 ●「隠れ虐待」を見つけるためには、保健所、病院での子ども検診、各種の届けを出す際に、徹底して追求することは虐待する母を見つけ出す手法の一つになるのではないか。	・思春期ピアサポーターについては、ご指摘のとおり、広域的に効果を上げるまでには至っておりません。しかしながら、ピアサポーターに期待することは、カウンセラー等相談員でもなく、教員でもない、年齢の近い学生から知識や経験を聞くことで、生徒が共感し、価値観を共有することを目的としています。よって、ピアサポーター養成数、ピア活動実績ともに、実績はまだですが、引き続き、他大学でのピアサポーター養成やピア活動の拡大に向け取組を進めていきます。 ○虐待の未然防止は、若年妊婦や養育環境が整っていないなど特定妊婦の早期把握、継続支援が重要なことから、県内で統一した妊娠届出時アンケート調査を導入しどの市町においても一定の水準でリスクを有する妊婦を早期に把握し支援につなぐ体制整備に取り組みます。県内の保健所では乳幼児健診は行っていませんが、全ての市町において、乳児家庭全戸訪問、4か月及び10か月児健診、1歳半、3歳児健診が行われており、未受診者についても、状況把握に努めています。
7 8 23303 社会的養護が必要な児童への支援	児童入所施設措置費	●23億円の費用が毎年継続的に県が負担している。法定の費用であり全国平均的な負担となっているようであるが十分内容を精査する必要があると思う。	・費用は国と県でそれぞれ半額を負担していますが、今後とも児童相談所長が子どもの最善の利益のために適切な措置を行うとともに、措置費の支弁について制度を遵守していきます。
	国児学園運営費	●県設置の施設であり、県域全体の児童・生徒が入所してくるにもかかわらず、施設内の学校が市立学校の分校であることに違和感を覚える。発達障がい児等の入所が増加しているとのことであるが、そうした児童・生徒に対応する特別支援学校は県立であり、国児学園の学校も、県立とすべきではないかと考える。	・児童自立支援施設の入所対象児童は、「児童福祉法で「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童」と定められていますが、障がいの有無や程度についての規定はありません。 一方、特別支援学校の入学対象者は、学校教育法で、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者とされており、障がいの程度についても同法施行令に規定がありますが、現在、国児学園に入所中児童で、特別支援学校の入学対象となる程度の障がいを有する児童はおりません。 また、学校教育法では、「市町村はその区域内にある児童生徒を就学させるに必要な小学校・中学校を設置しなければならない」とされており、県内各地から児童生徒が来ていることをもって、県立の学校とすることは適当でないと考えます。 以上のことから、国児学園に入所している児童生徒への教育は、これまでどおり津市立の小中学校として対応することが適当であると考えます。 なお、他県の県立児童自立支援施設で、公教育を併置している施設は、全て所在する市町立小中学校の本校、分校又は分教室となっております。
9	家庭的養護体制充実支援事業費	●10数年後に施設の本体施設、グループホーム、里親の割合を1/3ずつ（家庭的ケアの実施を2/3）にするという目標が、活動指標の「目標項目の説明」等に明記されていなかったため、最初に活動指標を見た時になぜ目標値が100%ではないのかが理解できなかった。資料の分かりやすさという観点からは、初出箇所に注を記しておいてほしいと思う。	・現在の目標である「家庭的ケアの実施率」は本体施設における小規模ケア化を含んでいます。 平成27年度に県の家庭的養護推進計画を策定することとしており、次期計画においては整合を図っていきます。

	意見	今後の対応
<p>施策に対する総括的な意見</p>	<p>●「児童虐待の防止に関する法律」（平成12年11月20日施行）の制定によって、虐待について法的根拠ができた。この法律によると、虐待の定義として児童の身体への外傷、又は生じるおそれのある暴行、児童に対するわいせつな行為、さらに児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷虐待を与える言動を行うこと、（同法第2条）と規定されている。こうした定義は、刑法上の暴行罪（刑法第208条）のなかで積み上げられてきた暴行の概念・解釈とどのように異なるであろうか。「児童虐待の防止に関する法律」は、刑法の特別法にあたる。この法律の「虐待」と一般法である刑法の「暴行」罪との関係には特別法が一般法に優先される、という原則が適用される。それは、できるだけ刑事法介入を避け、知事の職務権限によって、このような行為に対する通告、出頭要求、立入調査、臨検、捜索などの行政措置を優先させて処理させることに重点を置いた立場である。しかし、被害児童の死亡事例が生じた場合には、刑事法介入に踏み切ることに躊躇すべきではない。</p> <p>●虐待の防止は待ったなしの課題である。この課題については関係部局の迅速な対応が求められる。恐怖と親への本能的期待が混合している物言えぬ児童に対する暴行は、明確に刑事介入の対象になる。もちろん、刑事介入は公権力による私人への介入であり、慎重でなければならない、ということも歴史的経緯のなかから十分に読み取ることができる。</p> <p>このため安全が脅かされる場合、第一段階として権限ある公的機関による被害者の身柄確保を最優先に行われなければならない。そのための思惟的スローガンとして掲げたい精神は「子どもは無条件に守られなければならない存在である」との思想の形成である。</p> <p>次に第二段階として被害者の身柄確保後については、児童に関するあらゆる立法（法律・条例など）、経済的援助、教育および医療的観点などによって重層的な支援システムを作り上げる必要がある。</p> <p>県は、この度、子ども・家庭局に子ども虐待対策監を設置した。その立場は、虐待対策という知事からの特命を帯びた立場と理解している。虐待対策監が取り組むべき課題は多いため、虐待対策監一人では限界がある。虐待対策監のもとにスタッフを設け、効率よく、組織の壁を超え、果敢に、そして迅速に課題に対処することを求めたい。</p> <p>●死亡事例発生の原因を把握し、その再発防止のための対策をしっかりと実行していくことを望む。</p> <p>●児童虐待による死亡例が2件発生したためC評価とした説明であるが、施策を実行していくプロセスに事業行動の意義があると理解する。それでないで行動目標がぶれてしまい本来の目的が達成されない。</p> <p>●どの施策に対しても、PR方法が古く感じた。各種のSNS（Facebook, Twitter, LINEなど）を利用してはどうか。</p> <p>●県民指標の目標値が100%達成にもかかわらず、C評価となったということだが、それは目標値の設定が間違っていたことを意味する。数値目標の立て方は「死亡児童＝0」にした方が分かりやすかったのではないかと。</p>	<p>・児童虐待に対し、一時保護、出頭要求、立入調査、臨検・捜索等必要に応じ、的確に対応していきます。</p> <p>・児童虐待に対しては、必要に応じ、警察の援助を求めています。今後とも、子どもの命を守ることを最優先に対応していきます。また、子ども虐待対策監は、子育て支援課要保護児童支援班、児童相談センター（法的対応室、市町支援PT）等とともに動いており、一定の体制はできていると考えています。</p> <p>・死亡事例については、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会において検証を行っており、その議論、検証結果を踏まえ、再発防止に取り組んでいきます。</p> <p>・重篤な案件は2度と起こさないという決意を持って、施策目標を「48時間以内の安全確認を100%実施すること」とし、今後とも児童虐待防止に取り組んでまいりますので、目標の追加は行わないこととします。</p> <p>・ご意見も踏まえ、今後とも適切な啓発の方法について検討します。</p>

注) ○は当初予算要求に反映したものを示しています。

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

施策242：競技スポーツの推進

担当部：地域連携部 スポーツ推進局

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
1	みえのスポーツ強化事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●平成33年の国体での天皇杯・皇后杯獲得に向けて他県(岐阜県他)のベンチマークを踏まえ、強化競技&普及競技の各々に対して、めざす姿(ロードマップ)を明確にする等、目標管理に基づいた競技力強化を徹底する必要あり。特に一部の人のみのP・D・C・Aではなく、目標管理を組織全体に浸透させる事が重要。 ●国体終了後の競技力確保の為、ジュニア・高校生の育成による裾野拡大が重要であるが、その為には選手育成と同様に優秀な指導者の育成も必要であり、金銭面の支援を含めた三重県独自の包括的なシステム構築が必要と考える。また大学・企業クラブチームへの補助金についても国体終了後も継続されたい。 ●オリンピック等で活躍するトップアスリートの育成は、本来は国の役割であると考えられる。国との役割分担や連携を図りながら、県としての役割を明確にする必要があると思われる。 	<p>○本年5月に策定した「三重県競技力向上対策基本方針」の中で、国体までの8年間を「基盤・体制づくり期」「育成期」「躍進期」といった3年ごとの各期に分け、競技力向上に関する取組を総合的・計画的に推進していくこととしています。平成26年度は「基盤・体制づくり期」として、ジュニア選手の発掘や高等学校運動部強化指定の拡充など、三重県競技力向上対策本部事業の充実を図ります。</p> <p>○国内トップレベルの指導者を特別コーチとして招聘するなど指導体制の充実を図るとともに、成年チームの育成・強化を図るため、クラブチームの結成や企業・大学チーム等への支援を進めていきます。</p> <p>○本県出身のアスリートがオリンピック等で活躍することは、県民をはじめスポーツを「する」「みる」「支える」すべての人々に夢と希望、感動を与えるものです。県としては、特にジュニア世代の選手に国内外で活躍できる力を育成することが将来のトップアスリートの基盤となることから、新たに「チームみえジュニア強化、指導者・保護者研修」や「中学校運動部強化指定」に取り組み、一貫したジュニア選手の育成・強化を進めていきます。</p>
2	競技スポーツジュニア育成事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●平成33年の国体開催の時間軸を考えると、ジュニア・高校生の育成が重要だが、将来に渡り、如何にして三重県に囲い込むか(故郷選手でも可)が課題であり、対応が必要。 ●最近、体罰が問題になっているが、選手の強化の為、『心・技・体』の内、特に心の鍛錬(豊かな人間性)が重要であり、指導者の交流会(意見交換・勉強会や専門家によるセミナー)を始め、指導者の質向上に向けた啓発・浸透が必要。 ●児童・生徒・学生の心身の健全な発達にも留意し、勝利至上主義に陥らないようにする教育上の観点から、市町の教委等との連携が必要と考える。また、中高大への進学時に他県に選手が流出することを防ぎ、子どもたちが地域で育っていくことができるような策を講じる必要もあると考える。 	<p>○本県出身の選手が本県代表として国体に出場するためには、ジュニア選手、少年選手の育成が重要である。そのためには、優秀な指導者の確保が必要であり、国内トップレベルの指導者を特別コーチとして招へいするなど指導体制の充実を図るとともに、引き続き教育委員会と連携し教職員のスポーツ特別選考等を進めていきます。</p> <p>○ジュニア選手強化の指導にあたっては、競技力の向上のみならず、スポーツの楽しさを実感でき、規範意識が醸成されることも含めて指導が行えるよう、引き続き、研修会や講習会を通じて指導者の資質向上に取り組みます。</p> <p>○ジュニア選手の競技力向上と心身の健全な発達を育成するため、引き続き、教育委員会と連携し、ジュニア選手及び指導者を対象とした研修会を開催し、選手の意識向上と指導者の資質向上に取り組みしていきます。また、本県出身の選手が本県代表として活躍するため、「三重県競技力向上対策本部 ジュニア・少年選手強化専門委員会」においてジュニア競技者の育成について取組を計画的に進めていきます。</p>
3	24201 競技力の向上 国民体育大会派遣事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●従来通り、選手・監督、役員を派遣する事は必要だが、普及競技や女子については意図的に派遣枠を拡大し、経験を積ませると共に、三重県競技力向上の気運を盛り上げる一助としたい。また役員(or専任者)による各国内での大会運営、選手強化、施設等の本目細かなベンチマークを強化し、随時、国体開催準備事業に反映する。 ●派遣に県費を投入することに対しては、それが本当に必要なことであるのか、無駄遣いではないとの県民の理解が得られるよう、精査が必要と考える。 	<p>○国体の選手派遣の人数枠については、平成26年においても主催者が定める基準に従って派遣してまいります。また、三重県競技力向上の気運を盛り上げる方策については、「アスリート応援広報誌」等を通じ啓発活動を推進してまいります。また、平成33年の国体開催に向けて、様々な観点からベンチマークを通して準備を進めてまいります。</p> <p>○国民体育大会は、国の法律にも位置づけられている日本最大のスポーツの祭典であり、その大会に本県を代表して出場する選手の派遣費については、県が負担する必要があります。今後は、より県民に理解が得られるよう、本県代表として活躍するアスリートを幅広く広報し、情報発信してまいります。</p>
4	第76回国民体育大会開催準備事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●3つの専門員会(総務企画・施設・競技)の『中長期のめざす姿(ビジョン)とアクションプラン(マイルストーン)』を明確にする等、各年度毎に振り返りや計画修正を実施する等、目標管理を徹底して推進する。特に施設面は三重県全体のスポーツ施設のあるべき姿を明確にした後、優先順位を明確にして戦略的に具現化する必要あり。 ●三重県と同規模の国体開催予定県等のベンチマークを徹底すると共に、三重県としての改革・改善(新たな付加価値)を折込み、国体開催準備に反映。まずは国体のコンセプト(三重県らしさ、観光とのリンク等、何を訴求するのか?)を明確にする必要あり。 ●人口や財政力に関係なく全ての県で同規模の国体を持ち回りで開催するというには無理があると考え。地方自治法第2条第14項の通り「最小の経費で最大の効果を上げるよう」、開催種目の厳選や競技施設の簡素化など、コンパクトでスリムな大会にできるよう前例にとらわれない工夫が必要と考える。 	<p>・専門委員会については、第76回国民体育大会三重県準備委員会において、常任委員会から委任・付託された個別で専門的な事項について審議する組織として位置づけられています。専門委員会は、常任委員会で決定された「開催準備総合計画」に沿って審議を行い、また進捗管理されることとなります。</p> <p>また、競技会場として活用する施設については、常任委員会で決定した「施設整備基本方針」に基づき、原則として、既存施設を活用することとしており、厳しい財政状況も踏まえ、国体を契機として市町の新規施設整備を求めようとは想定していません。</p> <p>・平成24年に準備委員会を設立した際に、第1回総会において「開催基本方針」を決定し、本県が国民体育大会を開催する指針となる基本方針、及び実施目標を定めています。開催準備に取り組むにあたっては、この基本方針に基づいて進めていくこととなります。</p> <p>・国体の都道府県持ち回り開催や実施競技、競技施設基準については、日本体育協会が定める「国体開催基準要項」の中で規定されており、各都道府県の裁量で自由に実施競技を選択すること等はできないこととなっています。</p> <p>なお、ご指摘の「コンパクトでスリムな大会」については、前述の「開催基本方針」の中でも「簡素・効率化」を謳っており、その方針に基づいた準備と運営ができるよう、取り組んでまいります。</p>
5	スポーツ施設整備運営調整費	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の運営に指定管理者制度を導入しているが、管理者に任せただけではなく、県による運営に関する評価を行うことが必要。 例)新潟市における「公の施設目標管理型評価マニュアル」を参照 	<p>・指定管理者制度の実施にあたっては、県要綱に基づき、四半期ごとに現地に赴きモニタリングを実施するとともに、前年度の管理状況について、評価し、議会にて報告を行っています。</p>
6	24202 スポーツ施設の充実 県営松阪野球場事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●予算的にも高額ではなく、松阪市等に全面委譲の検討要。松阪野球場の老朽化や将来(バリアフリー対応等)を見据え、三重県全体のスポーツ施設のあるべき姿等から総合的に判断し、大規模な改修工事が必要。単に改修するだけでなく、利用者の活性化(活用面)もセットで議論が必要。 ●第3期の指定管理期間中に大規模修繕等が行われる見込みがあるのであれば、仕様書にそのことも織り込んだうえで、指定管理者の公募をする必要があると考える。 	<p>・県営松阪野球場については、平成9年度以降の行政システム改革の流れのなかで、松阪市へ譲渡できないか交渉を行ってきた経緯がありますが、最終的に合意に至ることはできませんでした。</p> <p>・県としては、平成25年3月に策定しました「三重県スポーツ施設整備計画」において、プロ野球の公式戦の開催が可能となるような施設の整備を進めていくこととしていますが、松阪野球場については、(プロ仕様とするには)幅が難しいなどの課題があることから、当面は現状を維持していくこととしています。</p> <p>・現時点では、第3期の指定管理期間中の大規模改修の予定はありません。</p>

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
7	県営ライフル射撃場事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●利用人数も少なく、利用者も特定の人に限定されており、予算規模も小さい為、県管理からの委譲を検討要。施設も老朽化しているが、基本的に施設整備は凍結し、例えば国体開催時は簡易の事務所やトイレ等をレンタルして対応する事も一案。 ●一般の県民には利用する機会のない施設であることから、競技団体への譲渡なども含め、引き続き県営施設として維持していくことが本当に妥当であるのか、精査が必要であると考える。 ●そもそもこの射撃場を運営する必要はあるのか疑問がある。他の使い方はないのか？年間760名利用という運営実績で、改修などのための維持費を払う価値があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設については、現時点では、老朽化対策、安全対策、競技規則への対応など、必要な改修、維持補修等を行っていくこととしており、大規模な改修や改築の予定はありません。 ・施設の運営については、指定管理者において効率的な運営に努めていただいております。 ・利用者数が少ないことにつきましては、銃の所持に許可が必要であり、利用者が限られるということがありますが、指定管理者（競技団体）では、許可の不要なビームライフルの体験会を通じて、競技人口の拡大を図ろうとしています。
24202 8	スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●サブ陸上グラウンドが400mに満たない等、正式な第1種公認陸上競技場としては不備があり、改修工事が必要。他県(岐阜県他)のベンチマークや三重県全体のスポーツ施設のあるべき姿等を踏まえ、観客席や音響設備の適正化、バリアフリー対応等、抜本的な改修工事が必要。同時に施設利用の活性化や周辺の観光・スポーツ施設とのコラボレーションによる競技場を核とする新たな価値創出(街作りへの貢献)も検討要。 ●第3期の指定管理期間中に大規模修繕等が行われる見込みがあるのであれば、仕様書にそのことも織り込んだうえで、指定管理者の公募をする必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1種公認の施設基準を満たしていない事項があることは、県としても課題と考えており、平成30年度からの供用開始をめざし、平成26年度当初予算において改修に係る設計費等を要求しています。 ・指定管理期間中に大規模な改修工事を行うことについては、現時点で工事の内容や工期が確定していないため、管理業務への影響も特定できないことから、他県の事例も参考に、公募時点では、工事の予定がある旨のアナウンスに止め、具体的な対応については各年度ごとに締結する年度協定書において対応することとしました。
9	県営鈴鹿スポーツガーデン事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者も多く、現状通りで可と思うが、県民へのサービス向上、施設の老朽化対応、三重県全体のスポーツ施設のあるべき姿等から年次毎の振り返りと改修工事等の計画見直しが必要。 ●第3期の指定管理期間中に大規模修繕等が行われる見込みがあるのであれば、仕様書にそのことも織り込んだうえで、指定管理者の公募をする必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の機能維持、サービス向上のための施設・設備の整備については、指定管理者と連携し、優先度の高いものから対応しています。 ・例年、次年度の予算要求前に今後4か年について、網羅的に把握するとともに、緊急性の高い事案については随時協議を行っています。 ・現時点では、第3期の指定管理期間中の大規模改修の予定はありません。

	意見	当初予算要求への反映状況等
施策に関する総括的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ●平成33年の国体での天皇杯・皇后杯獲得、その後の競技力確保に向けて、他県(岐阜県他)のベンチマークを踏まえ、3テーマ(総務企画・施設・競技)について『めざす姿&アクションプラン(ロードマップ)』を明確にする等、目標管理に基づいた運営・推進が重要。合わせて県民皆様への理解活動も必要。 ●他県(岐阜県他)のベンチマーク等に基づき、三重県全体のスポーツ施設のあるべき姿を明確化(スポーツ王国三重に恥じない最低限の構えを構築)し、優先順位を付けて計画的に施設改修工事を推進。また箱物整備と並行して、施設利用活性化の議論(施設単体をフルに活用する事は勿論、他の施設とのコラボや街作りへの貢献)も必要であり、また具現化に向けては市町村や民間との役割分担・棲み分けも検討要。 ●国体開催年の総合優勝が、至上命題のようになっているが、開催年だけ優勝しても「郷土を愛する意識や一体感が醸成」されることは難しいのではないかと考える。常に上位をキープしているのであれば、そうした意識の醸成も可能であろうが、それが難しいのであれば、むしろ第57回開催年の高知県のように、無理をしてまで優勝を目指すことはしない方針を掲げた方が、県民としては、その前例を踏襲しない勇気ある決断に対して、誇らしい気持ちを持つてのではなかろうか。県として(スポーツ推進局としてではない)本当に国体開催年の総合優勝を是が非でも目指すのかどうか、しっかり検討してほしい。 ●平成33年国体開催。総合1位が必達とのこと。現状32位でここまで持つていくには相応の予算確保が必要。他施策の予算を結果として圧迫することとなる。計画的に実行できるか十分なシュミレーションが必要。 ●施策242の競技スポーツの推進を果たすための基本事業には、健康と福祉分野部局と関連付けて、競技スポーツそのものを広げるための県民参加型の基本事業も必要なのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> →県民に夢を与えるためとはいうが、むしろ県民が健康に暮らす地域を目指すことが、地域全体に夢を与える気がする。 →例えば、持っている施設を用いて、県主催のマラソン大会を開催して施設を活用する方法などを工夫する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本年5月に策定した「三重県競技力向上対策基本方針」の中で、国体までの8年間を「基盤・体制づくり期」「育成期」「躍進期」といった3年ごとの各期に分け、競技力向上に関する取組を総合的・計画的に推進していくこととしています。平成26年度は「基盤・体制づくり期」として、ジュニア選手の発掘や高等学校運動部強化指定の拡充など、三重県競技力向上対策本部事業の充実を図ります。また、県民への情報発信については「アスリート応援広報誌」等を通じ啓発活動を推進していきます。 ○県営のスポーツ施設については、平成25年3月に策定しました「三重県スポーツ施設整備計画」に基づいて、施設の整備を進めていくこととしており、平成26年度当初予算では、陸上競技場改修に係る設計費等を要求しています。また、施設の利用活性化のあり方については、指定管理者とも連携しながら、効率的、効果的な運用について検討していきます。 ・本県競技スポーツの方向性については、多様な団体やパブリックコメント等から意見をいただき、本年5月に「三重県競技力向上対策基本方針」を策定し、平成33年の本県で開催する国民体育大会で天皇杯・皇后杯を獲得するとともに、国体終了後も安定した競技力を確保することとしています。今後は「三重県競技力向上対策基本方針」に基づき、「県民の一体感と郷土への思いをともにする」ことができるよう取り組んでいきます。 ・平成33年の国民体育大会で天皇杯・皇后杯を獲得するための予算については、先催県等の状況を収集し参考とするとともに、本県の取組内容についても十分検討し、計画的に進められるよう取り組んでいきます。 ・県民が健康の保持増進のために取り組むスポーツの推進については、施策241「学校スポーツと地域スポーツの推進」においてその取組が位置づけられています。今後も、競技スポーツと地域スポーツの連携が図られるよう取り組んでいきます。

注) ○は当初予算要求に反映したものを示しています。

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

施策254：農山漁村の振興

担当部：農林水産部

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
25401 安全・安心な農山漁村づくり	1 基幹農道整備事業費（公共事業）	●基幹的な農道が、農産物の集出荷以外にも活用されている現状を踏まえ、他の部局や市町、県警などともより一層連携を進め、縦割りの弊を生まないような計画的な整備を検討して欲しい。	○広域農道、基幹農道など農道の整備については、市町からの要望により、計画・施行をしており、従来から県土整備部などの他部局や公安委員会との協議を行い整備計画を作成しています。今後もより一層、関係機関との連携を進めて計画的な整備を行っていきます。
	2 広域農道整備事業費（公共事業）	●広域的な農道が、農産物の集出荷以外にも活用されている現状を踏まえ、他の部局や市町、県警などともより一層連携を進め、縦割りの弊を生まないような計画的な整備を検討して欲しい。	
	3 ふるさと農道緊急整備事業費（県単公共事業）	●緊急性がどのように判断されているのかが良く分からない。他の事業に比して、本当に限られた県費を優先的に投入するほど緊急性が高いと説明できるのか、精査されたい。	・ふるさと農道緊急整備事業は、平成20年度～平成24年度の限られた期間において、地方債及び地方交付税による支援措置が講じられる事業として創設されました。
	4 ふるさと農道緊急整備事業費（県単公共事業（緊急避難路））	●緊急性がどのように判断されているのかが良く分からない。他の事業に比して、本当に限られた県費を優先的に投入するほど緊急性が高いと説明できるのか、精査されたい。	このため、地域から緊急に整備要望がある農道について、限られた期間内で施行でき、早期に効果が発現できる路線について、市町と協議のうえ事業実施対象としています。一部地区については、平成25年度に予算を繰り越しましたが、計画された全地区について事業完了し、全線供用を開始します。
	5 農道交通量調査緊急雇用創出事業費	●交通量を明らかにしたことが、今後どのように活用されるのかの説明が欲しい。	・整備後の農道の交通量を把握することにより、事業効果を検証し、今後の事業実施に活用していきます。
	6 県営中山間地域総合整備事業費（公共事業）	●用排水路や道路など、かつては集落で維持・管理されてきた施設であり、本当に県費を投入して整備する必要があるのか、精査が必要であると思う。	○農地や農業用施設は、農業生産の基盤としての役割のほか、洪水防止など国土保全や地下水涵養などの多面的機能を有しています。用排水路や農道などの農業用施設は、地域の農業者が中心となって、維持管理や簡易な補修を実施してその機能を保全していますが、著しい老朽化によって、大規模な改修が必要となった場合は、地域の農業者だけでは対応できないことがあります。このような施設については、国の補助事業を活用して、農産物の供給機能及び多面的機能が十分発揮されるよう、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な農村生活環境の整備を行い、農業・農村の活性化を図ることは重要であるため、「地方公共団体の負担割合の指針」により、県費負担を行っているところです。
	7 団体営農村振興総合整備事業費（公共事業）		
	8 県営農村振興総合整備事業費（公共事業）	●用排水路や道路など、かつては集落で維持・管理されてきた施設であり、本当に県費を投入して整備する必要があるのか、精査が必要であると思う。	○農地や農業用施設は、農業生産の基盤としての役割のほか、洪水防止など国土保全や地下水涵養などの多面的機能を有しています。用排水路や農道などの農業用施設は、地域の農業者が中心となって、維持管理や簡易な補修を実施してその機能を保全していますが、著しい老朽化によって、大規模な改修が必要となった場合は、地域の農業者だけでは対応できないことがあります。このような施設については、国の補助事業を活用して、農産物の供給機能及び多面的機能が十分発揮されるよう、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な農村生活環境の整備を行い、農業・農村の活性化を図ることは重要であるため、「地方公共団体の負担割合の指針」により、県費負担を行っているところです。
	9 バイオマス利活用促進事業費		
	10 農村地域自然エネルギー活用推進事業費（公共事業）	●小水力発電施設の潜在的な整備適地は多くあると思われることから、エネルギー政策や環境政策の観点からも、積極的に普及を図っていく必要があると考える。	○小水力発電については、平成25年度に賦存量調査を予定しており、その結果を活用して施設整備の普及啓発を行っていきます。なお、平成26年度については、普及啓発を進めるとともに、1地区で施設整備に着手します。
25402 獣害につよい農山漁村づくり	11 獣害に強い地域づくり推進事業費	●獣害防護柵の設置は、平成14年から三重県型デカップリング事業で進められるなど、何年も前から行われているが、根本的な解決に至っていない。獣が里に下りてこないような里山づくりを進めるなど、他のセクションとも連携した抜本的な対策が必要と考える。	○獣害対策については、施策254での取組とともに、みえ県民力ビジョン・行動計画の緊急課題解決プロジェクトの一つとして、「暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」を掲げ、総合的に取り組んでいるところです。平成26年度についても、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備など、獣害につよい地域づくりを推進する「被害対策」、地域における野生鳥獣の捕獲力の強化や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」、未利用資源活用の観点での「獣肉等の利活用」の3本の柱により、森林・林業分野やフードイノベーション課など他のセクション等とも連携して総合的に「獣害につよい三重」づくりを進めていきます。
	12 地域捕獲力強化促進事業費	●市町や地域住民との協力体制を強化することに加え、民間や大学、研究機関との連携を強化し、地域の特性にあった捕獲体制、技術の向上をめざす必要がある。 ●市町や県内のもづくり企業だけでなく、他府県とも連携して、サルやイノシシの捕獲技術の開発を進めて欲しい。	○市町と連携して「獣害につよい地域づくり」を進めており、地域の獣害対策を担う人材育成や、獣害対策に取り組む集落づくりを推進しています。平成26年度についても、獣害対策に関する施策や統計データを市町単位で取りまとめた「獣害対策カルテ」をツールとして活用し、市町間や県と市町の連携強化を図り、獣害対策に取り組んでまいります。○県の農業研究所や市町、モノづくり企業、林野庁の研究機関等と連携し、ニホンザル等の大量捕獲技術の開発に取り組んでおり、今後、この技術の普及等に取り組んでまいります。他府県との連携では、現在、長野県と「長野・三重獣害対策検討会」を設置し、情報交換を進めており、捕獲技術等の開発についても、連携してまいります。また、近畿ブロック知事会の10府県で勉強会を設置し、捕獲技術をはじめ、定期的に意見交換等を行っております。平成26年度についても、地域の捕獲力強化に向け、県内の市町をはじめ他府県とも連携して取り組んでまいります。

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
13 25402 獣害につよい農山漁村づくり	みえの獣肉等利活用促進事業費	●野生獣肉の品質管理と安全管理の徹底。クオリティの高い獣肉を年間を通じて一定数確保するための体制を整備する。	○野生獣肉の安全性や品質を確保するため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を策定し、マニュアルの普及に向けた説明会の開催や、食中毒菌のモニタリング検査など、安全性や品質の確保に向けた取組を進めています。 今後、クオリティの高い獣肉を安定的かつ十分に供給できる体制の構築に向けて、マニュアルを遵守した解体処理施設の整備への支援や、解体処理業者、食品関連事業者等との連携・マッチングによる新商品の開発などに取り組んでまいります。
	みえの獣肉等付加価値向上促進事業費	●野生獣肉の販路拡大のために、まずはメインとなる購買層の属性や特徴を知るためのマーケティングが必要。消費者の望む商品を生産、販売できるかが課題。 ●フードインベーション課や観光誘客課、三重テラスなどとも連携して、ジビエ料理を三重県の魅力として発信して欲しい。 ●名古屋、首都圏の有名フレンチシェフとのコラボをするのはどうか。	○引き続き、各種イベント等において、アンケート等により消費者の意向把握等に努めるほか、フードインベーション課や観光誘客課、三重テラスと連携し、商品開発や首都圏等での販売促進、レストランとのマッチング、ジビエ料理のPR等に取り組んでまいります。
	予防型獣害対策構築のための調査研究事業費		
16 25403 人や産業が元気な農山漁村づくり	すごいやんか三重のいなかビジネス展開事業費	●利用者が減少した施設の共通点や特徴を再度整理、確認し、その原因を特定できるよう努められたい。 ●農山漁村地域の人たちが自ら情報発信していけるようにするためのfacebook講座（松阪市が宇気郷地区で実施）のような事業も、市町と連携して進めたいと良いのではないかと。 ●「いなかビジネス」の成功事例を多くの人に広めていくことが必要。 ●田舎ビジネスのPR活動を、楽天トラベルやじゃらん、Hotel.comなどの旅行サイトとの連携を組むのはできないか。 →県外からくる自由旅行者（特に、若者）にとっては、県庁のPRサイトをみて民宿を探したりすることはあまりしない。 ●中京都市圏におけるリタイア世代のスローライフを支援する地区を作り、それを農業とリンクさせるのはどうか。	○利用者数の増減が大きい団体に対し実施した聞き取り調査や、現在実施している利用者アンケート調査の結果に基づき、本年度中に利用者増減の要因や利用者減少施設の共通点などを整理し、団体への情報提供に努めてまいります。 ○取組団体自ら行う情報発信は重要と考えており、昨年よりCM作成講座を開催しているところです。平成26年度については、有識者の意見も踏まえ、市町と連携して、情報発信力を高めるための各種講座（Facebookを含めたSNSの活用、ホームページ作成、チラシ作成など）を開催できるよう、必要な予算を要求しております。 ○「いなかビジネス」の成功事例を多くの人に広めるため、実践者をアドバイザーとして取組団体等に派遣しています。平成26年度についても、実践者等を講師に招いて、研修会や事例報告会を開催できるよう、必要な予算を要求しております。 ○宿泊予約サイトを活用した誘客については、県内でも取組事例がありますので、事例の収集と課題の把握に努めるとともに、未活用団体に対して、事例の紹介や情報の提供を行います。 ○滞在型農園（クラインガルデン）（3ヶ所）や貸農園（4ヶ所）など、「農ある暮らし」を体験できる施設の整備を支援してきており、主にリタイア世代の方を中心に活用いただいています。今後も、取組を希望する団体がありましたら、活用できる補助事業の紹介などにより、実現に向けて支援してまいります。
	子ども農山漁村ふるさと体験推進事業費	●県外への働きかけ、また、県外からのこどもの受け入れなども検討する必要がある。また、受け入れる側の安全管理体制の整備を徹底し、（安全性を）広く広報できるように努める。 ●受入体制の整備は、市町の教委等との連携を密にし、現場の声を活かしながら進めて欲しい。	○引き続き、県外からの受け入れに向け、近隣府県の学校や旅行会社等へ積極的に情報発信を行っていきます。また、既に安全管理講習会やフォローアップ研修を開催しているところですが、今後さらに受入組織内での安全管理体制のレベルアップを図っていきます。 ○これまででも市町教育委員会担当者からヒアリングを行ったり校長会等に出席して説明を行っていますが、そうした機会を通して現場のニーズを把握しながら事業の展開を図っていきます。
	三重のふるさと応援カンパニー推進事業費	●当面は必要な事業だが、県がコーディネート役を担いつつ企業やNPOの人材を積極的に地域で活用していくことで、将来的には、（県が仲介せず、直接）市町・地域と企業・NPOとが協働しながら人材を育成する仕組みができればよい。	○企業と農山漁村のマッチング等に関して、民間レベルでの経験やノウハウの蓄積が進むような事業を平行して行うことで、将来的に県に代わって同様な活動を展開できるような民間組織、主体の育成に取り組めます。
	山村振興特別対策事業費	●中山間地域での人材育成のためには、地域への「動機付け」（シンポジウムや表彰制度など）は必要。	○引き続き、中山間地域が持つさまざまな課題の解決に向けたヒントとなるようなテーマ、内容でシンポジウムを開催し、地域住民による取組を支援してまいります。
	地域コミュニティ向上型農地・水・環境保全向上対策事業費（公共事業）	●コミュニティの育成は、一義的には基礎自治体である市町の事務のはずであるので、本事業の推進に際しても、市町の意向を優先しながら連携して進めて欲しい。	○当取組は、活動組織と市町が協定を締結し活動を行っています。事業の推進については、県、関係市町、JA等で構成している三重県農地・水・環境保全向上対策協議会が担っており、市町と連携して取り組んでいます。今後も、市町担当者会議などにおいて、市町の意向を確認し、より一層緊密に連携を図り取組を進めてまいります。
21 25404 農業の多面的機能の維持増進	社会的経済活動促進型農地・水・環境保全向上対策事業費（公共事業）	●市町のコミュニティ施策とも連携しながら、コミュニティビジネスの起業・定着を図っていく必要があると考える。 ●新規就農・後継者育成への支援としての新規参入者に対しては農地の確保なども含め支援を拡充すること ●女性農業者グループ等の組織のネットワークづくりを強化すること（農業に特化した社会起業家への支援）	○基調講演や優良活動事例報告会などを市町と連携して開催し、地域住民・学校などと連携したコミュニティ活動や地域資源を活用した経済活動に対する取組意欲の醸成に取り組んでまいります。 ○地域活動の主体となる組織の質的向上を図るため、新規就農・後継者育成を推進する施策312『多様な農業経営体の確保・育成の取り組み』や農業大学校と情報共有を行い支援を行ってまいります。 ○本年度、主な活動組織の農村女性から「取組に関する意見」を聞く交換会を開催し、取組成果等について話し合いを行いました。今後、女性関係者のネットワーク化に向けた取組を行ってまいります。起業家への支援については、上記と同様に施策312『多様な農業経営体の確保・育成の取り組み』と情報共有を行い支援を行ってまいります。
	中山間地域等直接支払事業費		
23	県営水環境整備事業費（公共事業）		

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
24 25404 農業の多面的機能の維持増進	農業・農村における生物多様性保全対策事業費（公共事業）	●農業・農村においても、外来種が生物多様性を脅かしているケースもあることから、こうした外来種対策も併せて進められたい。	○希少生物調査時に有識者から外来種等についてもご意見をいただき、工事実施時に可能な範囲で実施しており、今後も引き続き外来種対策も進めていきます。
25	田んぼの生きもの復活プロジェクト推進事業費（公共事業）		
26	ふるさと水と土保全対策事業		
27 25405 水産業の多面的機能の維持増進	環境・生態系保全活動支援事業費		
28	里海創生促進事業費	●なぜ見直しで、事業廃止となったのか、理由の説明が欲しい。	○環境活動の核として行動できる指導者の育成という事業目的をほぼ達成したと判断し、H24年度で事業を廃止しています。

	意見	当初予算要求への反映状況等
施策に関する総括的な意見	<p>●農山漁村地域の交流人口の減少を問題視するよりも、地域への波及効果や経済効果がどのように変動しているかが重要。もし、一人当たりの施設滞在時間の減少や消費単価の減少などが著しい場合は、施策の見直しが必要となる。また、三重県の獣害対策は、サル、シカ、シシと種によって対策が異なるゆえの困難さがある。先進地の取り組みを参考にしながら、市町と連携し「集落ぐるみの取り組み」を支援していくことが求められる。なお獣害対策は、市町の境域をこえた広域的な課題でもある。市町、企業、研究機関等と連携し、県がリーダーシップをとりながら進めていくことが求められる。状況が改善しない場合は、喫緊の課題でもあるゆえ、庁内に対策本部を設置するなど一歩踏み込んだ対策も必要となるだろう。</p> <p>●ソフト事業はなかなか単年度で成果が得られにくい事業でもある。数年間の数字の推移を見ながら検討することも必要である。</p> <p>●県民指標の実績値の算出が、65施設に限定したものであるということなので、必ずしも交流人口が本当に減少しているのかどうか、分かりにくい面もある。長野県南佐久郡川上村のように、交流人口が少なくとも高い持続性をもつ農山村地域もあることから、目標値だけにとらわれることなく、施策を展開して欲しい。</p> <p>●危機管理の手法の中に予防と発見がある。これを野生鳥獣の被害に当てはめると、ある程度の予防設備を構築した後は発見を早期にして被害を拡大しない手法を考案することとなる。予算の効率的運用にこの考え方を検討する。</p>	<p>○農山漁村の主要施設の交流人口は減少していますが、売上額や雇用、消費単価については、数%程度伸びています。交流人口だけではなく、消費単価など経済効果の動向にも注視しながら、事業に取り組んでまいります。</p> <p>○24年度から、獣害対策課を設置し、被害対策と生息管理等を一元化し、獣害対策に取り組んでいます。また、課の設置と同時にスタートした「獣害対策プロジェクト」において、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備など、獣害につよい地域づくりを推進する「被害対策」、地域における野生鳥獣の捕獲力の強化や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」、未利用資源活用の観点での「獣肉等の利活用」の3本の柱により、県の森林・林業分野やフードイノベーション課、農業研究所など他のセクションや市町、企業、他府県とも連携して、総合的に「獣害につよい三重」づくりを進めています。今後も、成果の検証を行い、より有効な対策を実施してまいります。</p> <p>○施設の利用者数や売上、雇用人数、消費単価等の調査に加え、施設の個別聞き取り調査や利用者へのアンケート調査を実施し、運営改善に向けて支援してまいります。</p> <p>○現在の県民指標の数値目標は、農山漁村の主要な65施設の「交流人口」を定点で集計したもので、既存施設の活動を評価しています。一方で、新たに「いなかビジネス」を開始した施設の活動については、取組全体を見る「取組数」として目標設定し評価しています。今後「いなかビジネス」取組全施設について、利用者数や売上、雇用人数等を調査分析し、施策展開してまいります。</p> <p>○侵入防止柵の設置は、一定の効果は上げていますが、野生獣による農林水産被害の減少のためには、地域の捕獲力強化や生息環境の創出、獣肉等の利活用などに総合的に取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>したがって、侵入防止柵の整備による予防対策と併せて、野生獣の追い払い活動への支援などを通じた獣害につよい集落づくりや、ニホンザル等の大量捕獲技術の普及など地域の捕獲力強化、野生鳥獣が生息できる森林環境を創出する森林再生整備、未利用資源活用の観点からの獣肉等の利活用などに取り組んでおります。平成26年度についても、予防対策のみに偏ることなく、総合的な取組により、予算の効率的な運用に努めてまいります。</p>

注) ○は当初予算要求に反映したものを示しています。

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

施策313：林業の振興と森林づくり

担当部：農林水産部

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
31301 県産材の利用の促進	1 「もっと県産材を使おう」推進事業費	●県産材の利用拡大は重要な課題である。三重県は生産県であるので、首都圏や関西圏等他地域においての利用拡大につながる施策を講ずるべきだと考える。 ●県産材の利用者に対する何らかの特典付与など、利用促進のためには、前例にとられない事業の検討が必要だと思う。	○首都圏等における需要拡大については、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し、東京での大規模住宅展示会での展示などPRを実施しています。また、今後は首都圏営業拠点「三重テラス」を活用し、PR活動に取り組んでいきます。 ○一方で、県産材利用者への特典については、国の「木材利用ポイント」事業の活用により特典を享受してもらえるので、県政だよりやラジオ等により事業のPRに取り組んでいます。
	2 木質バイオマスエネルギー利用促進事業費	●来年松阪で稼働予定のバイオマス発電に向けた木材の集荷が始まり、間伐材及び、経営計画に則して生産された木材の最低価格が上昇した。他のバイオマスエネルギー事業の計画もあるようであるが、実際に稼働しだすと、供給の課題も発生すると思われる。その調整や生産側、需要側の協議の場が必要となると考える。	○間伐材等の安定供給体制を構築し、木質バイオマスの有効利用を図るため、平成25年2月に25団体で構成する「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」が設立されましたので、この場において様々な課題に対応していくよう取り組んでまいります。
	3 エコブランド「あかね材」等販売促進事業費	●県内のみならず、県外需要者、また新しい木材利用方法がでてきている為、そういった企業にも働きかける。 ●県内だけの消費ではなく、県外での消費も視野に、周辺各府県（特に愛知や滋賀・大阪など住宅着工需要の多い府県）の事業者にも「造るパートナー企業」になってもらえるよう働きかけをしていくべきと考える。 ●マスコミ戦略について →三重のあかね材の動画を撮ってyoutubeに載せるのはどうか。例）香川県うどん県	○コンビニ等の県外事業者へも県産材利用を働きかけていきます。 ○「あかね材」のPRについては、県内の消費者や設計建築士等を中心に取り組んでいるところですが、今後は県外でのPRについても取り組めます。 ○インターネットなどを活用した「あかね材」等のPRについても、関係機関と連携して取り組みます。
	4 新たな木質バイオマス供給拠点づくり事業費	●県内各地域において効率的な木質バイオマスの収集、運搬方法を検討し、実証を行う。	○木質バイオマスの収集・運搬方法については、高性能林業機械等を活用し全木集材を行い、効率的に搬出できるよう収集・運搬機械等の支援に取り組んでいきます。
	5 新優良木造住宅建設促進事業費		
	6 木質バイオマス資源量重点調査緊急雇用創出事業費	●事業タイトルと実証内容に開きが感じられるが、事業の意義は理解できる。水田跡地のクヌギ造林については苗木の確保や、鹿害対策など丁寧に行う必要がある。	○当該緊急雇用事業は、水田跡地に造林された木材のバイオマス資源としての資源量等を調査しています。クヌギ造林については、ご指摘の苗木の確保や獣害対策等に留意しながらアグロフォレストリーモデル事業により取り組みを進めていきます。
31302 持続可能な林業生産活動の推進	7 森林経営計画作成推進事業費	●経営計画制度の手直しが予想される為、事業者、所有者等に情報提供及び、作成への支援が必要。作成の際は施業区域の図示を求められるが、地図情報が貧弱である為、その改善に向けた取り組みを講ずるべき。 ●森林作業道の開設については、その費用に見合う効果が得られるものに限定するよう、引き続き留意されたい。	●森林計画図等の地図情報の改善を行うために、森林簿情報のGPS等の収集方法、反映方法等を検討していきます。
	8 がんばる三重の林業推進事業費		○がんばる三重の林業における森林作業道の開設は、団地化した森林において、木材搬出を目的として開設しています。この結果により、団地内から平成21年度16,200m ³ の木材搬出をかわきりに、平成24年度は40,700m ³ まで増加しました。引き続き、ご指摘の費用対効果に留意して事業に取り組みます。
	9 造林事業費（公共事業）	●補助制度の変更もあり、24年度は間伐実績が目標値を大幅に下回った。補助制度の見直しも検討されるようであるが、林業の基本である、植栽から保育への支援は不可欠。	○国の補助制度に基づいて実施しており、国の動向に左右されますが、現行どおり植栽から保育までの支援に取り組めるよう対応していきます。
	10 県単造林事業費（公共事業）	●鹿の害が増え、造林、保育の方法にも変化が求められる。研究所等では低コストの造林方法の研究も行われている。県単事業からより幅広いやり方での造林への支援を行ってみるのも一案だと考える。	○平成25年度から県単造林事業において、初めて間伐する箇所の補助率を他箇所と比べて優位になるよう見直すなど、間伐等の森林整備の促進に向けた制度の見直しを行っています。今後もより効果の高い制度を検討していきます。
	11 森林整備加速化・林業再生基金事業費	●新聞報道では、全国的に国から返還を求められており、三重県でも予算の返還を行うようであるが、今後の林業予算の確保に努められたい。 ●作業道の整備については、その費用に見合う効果が得られるものに限定するよう、引き続き留意されたい。	○必要な財源確保に向けて、平成25年8月及び11月に国に対して要望活動を行ったところです。 ○今後も、事業効果の高いものに限定し事業実施してまいります。
	12 林業・木材産業構造改革事業費		
	13 県行造林事業費	●分収契約終了後の返還した林分の更新について策を講じる必要があると考える。 ●所有者に返還するのではなく、県有林化を目指すべきではないか。	●適正な更新が図れるように、返還時には、十分な協議を行ってまいります。 ●県行造林の森林整備については造林事業等各種事業を活用して対応可能ですが、県有林化は現時点では考えていません。
	14 地域の森林資源を生かした特用林産振興対策事業費	●将来的に、特用林産物の中から三重ブランドに認定されるものが出てくるよう、引き続き品質の向上に向けた働きかけをしていって欲しい。	○バダゲシメジの品質向上及び、ブランド化に取り組んでまいります。
	15 優良種苗確保事業費		
	16 森林国営保険事業費		
	17 高齢林整備間伐促進事業		
18 林道事業費（公共事業）	●林道規格が硬直化している。全国一律の規格ではなく地域に応じ柔軟な対応が求められる。 ●林道の開設・改良については、その費用に見合う効果が得られるものに限定するよう、引き続き留意されたい。	○林道は、求められる機能に応じ区分（森林基幹道、森林管理道、森林施業道等）されており、地域の実情に応じた道（区分）を選定し、事業実施しています。 ○引き続き、開設効果の高い路線を優先的に事業実施するとともに、開設後の効果についても継続して評価（事後評価）を行ってまいります。	
19 県単林道事業費（公共事業）	●上記の林道事業費（公共事業）を補うものとして有効であると考え。 ●林道の開設・改良については、その費用に見合う効果が得られるものに限定するよう、引き続き留意されたい。	○引き続き、国補の対象とならない、小規模の林道の開設、改良等を支援してまいります。 ○今後も、事業効果の高いものに限定し事業実施してまいります。	
20 県単林道復旧事業費（県単公共事業）			
21 平成23年林道施設災害復旧事業費	●被災した林道施設の中には、大規模崩落等により、今後その沿道で安定的な営林が困難な箇所もあると思われることから、復旧することでその費用に見合う効果を得ることが将来的にできるのかどうかを精査し、必ずしも全て復旧するのではなく、放棄するものと復旧するものとに仕分ける必要があると考える。	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、経済効果の小さいものは適用除外とされており、既設延長500m・利用区域の面積30ha・蓄積1,390m ³ ・利用伐期齢以上蓄積550m ³ の基準以上の路線で、かつ、管理主体である市町等が補助残を負担する被災箇所のみ復旧しています。 なお、被災した林道を復旧するかどうかは、林道の管理主体（市町等）の意志・判断になります。	

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
22	平成24年林道施設災害復旧事業費	●被災した林道施設の中には、大規模崩落等により、今後その沿道で安定的な営林が困難な箇所もあると思われることから、復旧することでその費用に見合う効果を得ることが将来的にできるのかどうかを精査し、必ずしも全て復旧するのではなく、放棄するものと復旧するものにと仕分ける必要があると考える。	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、経済効果の小さいものは適用除外とされており、既設延長500m・利用区域の面積30ha・蓄積1,390m ³ ・利用伐期齢以上蓄積550m ³ の基準以上の路線で、かつ、管理主体である市町等が補助残を負担する被災箇所のみ復旧しています。 なお、被災した林道を復旧するかどうかは、林道の管理主体（市町等）の意志・判断になります。
23	林道施設災害復旧事業		
24	31302 持続可能な林業生産活動の推進 森林作業道復旧事業費（公共事業）	●被災した林道施設の中には、大規模崩落等により、今後その沿道で安定的な営林が困難な箇所もあると思われることから、復旧することでその費用に見合う効果を得ることが将来的にできるのかどうかを精査し、必ずしも全て復旧するのではなく、放棄するものと復旧するものにと仕分ける必要があると考える。	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、経済効果の小さいものは適用除外とされており、既設延長500m・利用区域の面積30ha・蓄積1,390m ³ ・利用伐期齢以上蓄積550m ³ の基準以上の路線で、かつ、管理主体である市町等が補助残を負担する被災箇所のみ復旧しています。 なお、被災した林道を復旧するかどうかは、林道の管理主体（市町等）の意志・判断になります。
25	木材産業等高度化推進資金貸付事業費		
26	農林漁業信用基金償還金		
27	林業改善資金貸付事業費		
28	31303 林業・木材産業の担い手の育成 林業担い手育成確保対策事業費	●巡回指導研修の内容については改善を求めたい。 ●県費を投入して養成した技術者がすぐに離職することがないよう、数年以内に離職した場合には経費を返納させる等の仕組みも必要と考える。	○巡回指導は事故防止等の労働安全のために、労働基準監督署等と連携して定期的を実施しています。各種研修の内容は事業体の意向を踏まえて改善します。 ・当該事業は国補助事業であり国が要件を定めているため、現時点では困難です。
29	普及指導活動事業費		
30	林業・木材産業の担い手の育成 林業・木材産業経営評価促進事業費	●なぜ予算を計上していたにもかかわらず、24年度に経営指導を行わなかったのか、「次年度継続して経営状況をチェックすることとした」理由が分からない。	○計画目標の50%を下回る施設について、経営状態の診断をすることとしています。 平成24年度は、50%を下回る施設は、1箇所ありましたが、平成24年度は経営改善計画を策定中であり、平成25年4月に策定する計画であることを確認したため、平成25年度に実施することとしました。 平成26年度においても、計画目標の達成を目指していきます。また、経営状況の把握に努め、計画目標の50%を下回る施設については、経営指導をまいります。
31	森林組合等指導・検査事業費		
32	林業就業促進資金貸付事業費	●県費を投入して確保した担い手がすぐに離職することがないよう、数年以内に離職した場合には経費を返納させる等の仕組みも必要と考える。	・当該事業は国の制度であり国が要件を定めているため、現時点では困難です。
33	森林育成促進資金貸付事業費		
34	31304 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮 県単森林環境創造事業費（公共事業）	●地域によっては本来生産林であるべきような場所が対象になっている。本来は林業生産を目的としない林分が対象であったはずが、所有者負担無しの森林整備という点のみが強調されたことによると考える。 ●所有者から「提供」されて「公共財」として位置付けているにもかかわらず、「協定期間」があるということは、所有権は県に移転しないのだろうか。県有林化を図りたい。	○本来生産林とすべき森林においても、生産活動が困難な箇所が増えつつあると認識しています。このような箇所については、森林の公益的機能維持の観点からも整備は必要であるため、森林所有者の意向も踏まえて効果的な事業実施を進めてまいります。 ・公的管理することで公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象に実施しているが、県有林化することは経営面での収支赤字が予想されるので、環境面、経済面、社会面での効果を総合的に勘案して慎重に検討してまいります。実現はきわめて難しい状況です。
35	森林の再生による野生鳥獣の生息環境創出事業費（公共事業）	●根本的かつ総合的な野生鳥獣対策が求められる。	○緊急課題解決「暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、関係機関と連携しながら継続的かつ総合的な対策を進めてまいります。
36	地域森林計画編成事業費		
37	保安林整備管理事業費	●所有者によって適正に管理されていない森林については、同意がなくとも保安林の指定ができるような仕組みが望まれる。	・現行制度でも土地所有者の同意は保安林指定の要件とはされていませんが、財産権への配慮から指定の同意書を徴しています。
38	環境林整備事業費（公共事業）	●今年度より始まった国の環境林事業とこれまでの県ゾーニングの環境林には違いがある。対象を県ゾーニングの環境林に限定せず、公共の造林事業から外れた森林整備に活用すべき。	○指摘の国の環境林事業の対象を県ゾーニングの環境林だけでなく、公共造林事業から外れた公益的な森林整備として実施可能となるように対応しました。
39	環境林整備治山事業費（公共事業）		
40	森林病害虫等防除事業費		
41	林地開発許可事業費		
42	バンブーバスターズ事業費（緊急雇用創出事業）	●適正に管理されていなければ発生しない隣接する森林や田畑への竹の侵入に対応する事業であることから、本事業の経費については、その竹林の所有者に負担を求めると考える。	・緊急雇用創出事業のため平成25年度で事業は終了します。事業実施個所の所有者に竹林管理マニュアルを配布し、適正な管理を呼びかけています。
43	バンブーバスターズ事業費（緊急雇用創出事業・震災対応）	●適正に管理されていなければ発生しない隣接する森林や田畑への竹の侵入に対応する事業であることから、本事業の経費については、その竹林の所有者に負担を求めると考える。	・緊急雇用創出事業のため平成25年度で事業は終了します。事業実施個所の所有者に竹林管理マニュアルを配布し、適正な管理を呼びかけています。
44	森林資源情報管理システム情報整理事業費（緊急雇用創出事業）	●森林情報やその扱いについて議論する場が必要と考える。	○精度の高い森林簿の構築に向けた森林簿情報の収集とデータ反映方法について、市町、森林組合等と連携して検証に取り組みます。

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
45	31305 みんなで作る三重の森林事業費	●森林のイベント内容は改善が必要。昨年のフェスタは一般の方の来場が多く意義があったと思うが、イベントによっては関係者の参加が多く、PRにつながっていない場合もある。 ●森林フェスタについては、前例にとらわれずに、都市住民の森林への理解が深まるような工夫をしていって欲しい。	○平成26年度は津市での開催を予定しています。一般の方々に多数ご来場いただける魅力あるイベントとなるよう、ブース出展では森林・林業以外にも農業や水産関係等に広く参加を募るとともに、木工教室やきのこ料理教室など子供や主婦層をターゲットとした体験コーナーの充実を図ります。
46	31305 森林づくりへの県民参画の推進	●森林のイベント内容は改善が必要。昨年のフェスタは一般の方の来場が多く意義があったと思うが、イベントによっては関係者の参加が多く、PRにつながっていない場合もある。 ●特に都市部の住民の理解を得られるよう、丁寧な説明をしていって欲しい。	○ポスターの掲示やショッピングセンターでのPR活動等のほか、映画館でのCM放映や自動車税納入通知書へのチラシの同封などの新たな取組も加え丁寧な周知を図ります。
47	竹林再生促進事業費		
48	熊野古道周辺森林現況調査事業費		
49	31306 森林文化及び森林環境教育の振興	●学校及び教育委員会との連携に行政は力を入れて頂きたい。 ●市町の教委などとの連携の強化が必要であると考えます。	○平成25年度で事業は廃止しますが、森林環境教育の振興対策として、森を育む人づくり推進事業を創設して、新たに森林環境教育のコーディネーターとして森づくり推進員を置き、市町や学校、市町教委の森林環境教育の実施をサポートします。
50	森林公園利用促進事業費	●県民に、その存在が十分に認知されているとは思えないので、さらなるPRの工夫を望む。	○引き続き観光部局や観光協会ともイベントの活動内容や観光キャンペーン等について情報提供し、お互いに情報共有してPRや利用促進に努めます。

	意見	当初予算要求への反映状況等
施策に関する総括的な意見	<p>●林業の本質は植林～保育～伐採～利用～植林・・・の循環の中で再生産可能な資源である木質資源を供給することにある。同時に森林が適切に管理されることにより水土保全や、生物多様性、二酸化炭素吸収固定などの公益的機能を発揮する健全な山林となる。40年間で日本の人工林の蓄積は4倍となった。世界的にみれば1秒間にサッカー場1面分の森林が減少しているとも言われる中、森林の維持及び資源造成はある意味成功したといえる。一方、日本の人一人が使う木材の量は半分になった。その結果資源としての価値が低下し、採算が合わなくなったことが、間伐の遅れや伐採後未植栽地の増加につながっている。化石資源の利用を抑制し、持続的な森林管理より生産された木材を活用することは非常に重要である。最近バイオマスエネルギー等への利用も始まりつつあるが、需要の拡大を進め木材の資源としての価値を高めることが、林業の持続性を担保し、また補助金依存体質から脱却する上でも必要である。価値が高まるまでの間は国及び県の補助が不可欠であるが、ここ数年の林野予算は補正予算部分が大きくなっている。必要な事業については本予算でしっかり手当することを主張すべきであると考えます。</p> <p>●需要拡大へ向けた施策の充実が求められる。昨年度は補助制度等の変更により間伐面積が減少したり、市場で求められない木材が出荷されることで材価の暴落を招くなどの問題が出た。</p> <p>●路網については林業専用道と森林作業道の規格ができたことにより、画一的な制度となってしまった面がある。政権も変わりこれらの点については見直しの動きもあるので、行政と関係者等がよく協議してより実効性のある制度を作り上げることが必要と考える。</p> <p>●森林経営計画をたてる上で、またこれからの資源としての森林を考える上で森林情報は非常に重要である。残念ながら三重県の森林の地籍調査は非常に遅れており、森林簿情報は内容や正確さに課題がある。林地を知っている人々の高齢化が進む中、森林情報を如何に集積し、データに反映させていくかの手法についての検討を始めるべきであると考えます。</p> <p>●ここ十数年で鹿の数が激増し、被害は甚大となっている。頭数管理等を行うためモニタリングの方法、駆除方法、鹿肉の活用方法などを検討し、できることから実行していくことが必要である。また鹿被害の拡大に合わせ造林保育の方法も変化が求められる。研究機関とも連携しより低コストで効率的な造林保育を可能にする施策が求められる。</p> <p>●公有林であるならばともかく、私有林（私有財産）の維持のために公費を投入することについては、不公平感もあることから、その必要性や効果・妥当性などについて、今後とも丁寧に説明していくことが必要と考える。森林の管理が不十分な所有者に対しては一定の罰則を科すなど、アメだけではなくムチとなるような仕組みも取り入れ、将来的には、公費を投入する公有林と、(一定の助成はあるにしても)所有者が責任を持って管理する私有林という形に、責任の所在をはっきり分けていくことが必要であると考えます。</p> <p>●林業の推進においては利益の獲得が継続的に成立する仕組みを考えなくては単発的な目標（たとえば担い手）を置いて意味がない。その点バイオマスを利用したエネルギー発電は意義が大きい。スピード感を持って積極的重点的に予算配分をすべき。</p> <p>●他の部局との連携をとって、余った木材を有効活用し、あかね材、三重の木をPR活動をするのはどうか。</p> <p>例えば、 →婚姻届を出すときに、あかね材、三重の木などの余った木材で作った表札をプレゼントする。 →家族の絆を作るきっかけとして、余った木材を通して日曜大工大会を開催する。 →教育委員会との連携が必要だと思うが、林業の余った木材を小学校での工作材に活用する。</p>	<p>○林業は、植える、育てる、収穫するという「緑の循環」の中において、適正な森林管理をすることにより、再生可能な木材等の資源を供給することです。しかし、現在の低い木材価格の中、林業の採算性が悪化し、間伐の遅れ、造林未植栽地の増加につながっています。三重県では、「もうかる林業」の実現に向けて、引き続き「三重の木」、「あかね材」等の住宅への利用促進や国の「木材利用ポイント」の活用、公共建築物における木造化・木質化のほか、木質バイオマスのエネルギー利用等により「県産材の需要拡大」に取り組んでいます。</p> <p>○森林整備加速化・林業再生（基金）事業では、林道専用道及び森林作業道の開設が認められております。この内、森林作業道については、国の基準に準拠した県の作設指針に基づき開設することとされていますが、やむを得ず規格を満たせない場合は林野庁に協議し事業を進めているところがあります。</p> <p>○県産材の需要拡大のために、「三重の木」、「あかね材」等の住宅への利用促進や国の「木材利用ポイント」の活用、公共建築物における木造化・木質化のほか、木質バイオマスのエネルギー利用等により「県産材の需要拡大」に取り組んでいます。</p> <p>○精度の高い森林簿の構築に向けた森林簿情報の収集とデータ反映方法について、市町、森林組合等と連携して検証に取り組めます。</p> <p>○森林・林業分野においては、効果的な獣害防止柵を設置方法や低コスト、効率的な造林方法を林業研究所と連携して研究するとともに、森林所有者、森林組合等の林業事業体に対して普及に取り組めます。</p> <p>○私有林に補助金を投入することについては、公益的機能の発揮のための必要性、効果、妥当性について、様々な機会を捉えて丁寧な説明をしているところです。 林業の採算性の悪化、不在村所有者の増加、森林の関心が低くなる中で、森林所有者の管理に対する意識が希薄であるため、森林所有者に対して適正な管理を行うように働きかけを行っているところです。</p> <p>○木質バイオマスのエネルギー利用については、継続的な需要量が確保されることから、重要であると考えています。三重県では、施設整備や木質バイオマスの安定供給体制づくりに取り組んでいます。</p> <p>○イベント等において、関係機関と連携して木工教室を開催するなど「三重の木」や「あかね材」のPRに取り組んでいきます。</p>

注) ○は当初予算要求に反映したものを示しています。

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

施策321：三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進

担当部：雇用経済部

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
32101 国内外の企業誘致の推進	1 企業立地推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●立地件数の少なさとともに、立地業種に特色が見い出せない。三重の立地環境の優位性をより強力で打ち出すとともに、どのような業種の立地を進めるのか、将来の産業ビジョンを描きつつ、効果的な広報宣伝と企業誘致を進めていく必要があると思われる。 ●他県と比較した際の三重県の強みを明確に示すことが、誘致には必要と思われる。例えば、大阪・名古屋両都市に通じるインフラという点では滋賀県などと競合するが、依然として人口が増加しており、立命館・龍谷などの理系学部を擁しているという人材確保のしやすさや、甲賀市あたりの土地の安さなどの点では、滋賀県の方が優位にあると思われる。それを上回る三重県の強みを示せないと誘致合戦には勝てないのではないか。 ●マスコミ戦略について <ul style="list-style-type: none"> →企業誘致のマスコミとのつながりを持つ方法を摸索するのはどうか？ 例) Softbankの孫さんと鳥取県のケース：鳥取県知事がCMIにあってほしいと頼んだと聞いている。 →youtubeに動画を載せて、PRとして三重の強みをブランド化にするのはどうか。 例) 香川県のうどん県 ●企業誘致の立地場所をみると、三重県の北地域に集中している。南地域の活性化につながる企業誘致の工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年7月に策定したみえ産業振興戦略で、マザー工場等の誘致強化、マイルージ制度創設の検討、サービス産業の誘致といった方向を示しており、これに基づいた補助制度を今後も継続していきます。これを活用し、戦略的な企業誘致に取り組んでいきます。 ○三重県の操業環境の魅力を高めるため、ターゲットとする業種や分野毎に国内の操業環境の課題などの情報収集を行い、誘致にあたって障害となる規制などがある場合に、その対策を企業とともに検討し解決していくことで三重県の強みにつなげていきます。また、新たに、県内工場の工場機能の診断や産業別の立地優位性などに関する調査研究を進め、新たな誘致の手法を検討していく中で、新規企業の立地や県内企業の再投資を促進する企業誘致活動を戦略的に展開していきます。 ○マスコミ戦略について、例えば、各種セミナー等の機会をとらえて広報活動を行うことや、三重テラスなども活用した企業誘致活動の中で、マスメディアにも取り上げてもらえるような情報発信方法を引き続き検討していきます。 ○県南部地域に対しては、製造業の他、地域の優れた資源を活用する企業等の投資を促進する支援制度を設けており、この制度を活用し地域特性に応じた企業の誘致に引き続き取り組んでいきます。
	2 バレー構想等推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●他地域のバレー構想（青森県：クリスタルバレー構想、塩尻市：信州版シリコンバレー構想、大分・宮崎両県：東九州メディカルバレー構想 など）との違いを明確にして、三重県の優位性を示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○みえ産業振興戦略で示したグリーンエネルギーやライファイノベーションなどの成長産業の立地促進に向け、「みえスマートライフ推進協議会」や「みえライノベーション総合特区」によるさまざまなプロジェクトを推進する中で、そこに参画する意欲のある企業の設備投資等を各種事業を活用して促進していきます。
	3 産業集積促進補助金	<ul style="list-style-type: none"> ●シャープの誘致は、結果的には（そこでの雇用が非正規雇用ばかりで）正規雇用の増加にはあまり結びつかなかったとの意見もあることから、県民の安定的な雇用の確保・維持に向けての事業のあり方の検討が必要と考えらる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○シャープについては、補助金交付決定以降、毎年、経済波及効果を調査しており、調査結果から地域経済の活性化や雇用の確保に一定の成果があったと考えています。 一方、近年の企業の投資動向は、グローバルな視点での適地適産を活発化させていること、また、国内では小規模な投資の割合が増える傾向にあることなど、企業の投資動向が変化してきています。このような変化も踏まえ、国内にとどまらず操業を続けるマザー工場の整備に対する支援、マイルージ制度の導入による県内企業の再投資の促進などを柱とする補助制度を今後も継続し、その制度を活用しながら、戦略的な企業誘致に取り組んでいきます。
	4 三重の活力を高める企業誘致促進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●今後に向けた改善のポイントと取組方向が、従来の枠から抜け出していない印象を受ける。マイルージ制度やマザー工場型拠点立地補助金といった新たな制度をより強力でアピールしていく必要があると思われる。 ●この事業によって実際に安定した雇用の確保がどの程度諮られたかという説明が、この事業の成果と課題としては求められる。それなくして制度の存続も変更もあり得ないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○成長分野の産業やマザー工場化への支援、マイルージ制度の導入などを柱とする投資促進制度を活用し、新たな生産施設や付加価値の高い研究開発施設の立地、県内企業の再投資などに対して支援を行っていきます。また、三重県の持つ魅力的な観光資源などを活かし、雇用や地域経済への波及効果の高い施設をターゲットに、「サービス産業」の誘致にも取り組んでいきます。加えて、これらの補助制度についても、個別の企業訪問、金融機関や市町と連携して開催するセミナー、企業との個別懇談等の機会を通じ、強力で情報発信していきます。
	5 工場立地受け皿調査費	<ul style="list-style-type: none"> ●他県と比較した際の三重県の強みを明確に示すことが、誘致には必要と思われる。例えば、大阪・名古屋両都市に通じるインフラという点では滋賀県などと競合するが、依然として人口が増加しており、立命館・龍谷などの理系学部を擁しているという人材確保のしやすさや、甲賀市あたりの土地の安さなどの点では、滋賀県の方が優位にあると思われる。それを上回る三重県の強みを示せないと誘致合戦には勝てないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県の操業環境の魅力を高めるため、ターゲットとする業種や分野毎に国内の操業環境の課題などの情報収集を行い、誘致にあたって障害となる規制などがある場合に、その対策を企業とともに検討し解決していくことで三重県の強みにつなげていきます。また、新たに、県内工場の工場機能の診断や産業別の立地優位性などに関する調査研究を進め、新たな誘致の手法を検討していく中で、新規企業の立地や県内企業の再投資を促進する企業誘致活動を戦略的に展開していきます。
	6 東日本大震災被災企業操業支援事業費		
	7 緊急経済対策設備投資促進補助金		
	8 環境・エネルギー関連外資系企業発掘・誘致緊急雇用創出事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●外資系企業の誘致は日本全体でみても難しい課題といえる。従来型の延長ではなく、三重大学を始めとした大学の国際的な研究交流、県内の大手企業の提携先、近隣県も含めた既存の外資系企業といったターゲットを絞った誘致活動の展開が重要だと思われる。 ●この事業によって外資系企業を実際にどれくらい誘致できたのが成果として見えない。 ●誘致活動の翻訳作業費用を持つことが、外資系企業を誘致する手法になっているとは思えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○在日大使館・外国商工会議所等のネットワークを積極的に活用していくとともに、そこから得た情報を基に外資系企業の日本法人への訪問活動によって情報発信を行っていきます。また、海外ミッションや外資系企業を対象としたセミナーを行うなど、海外の企業に対し三重県の操業環境の積極的な情報発信と誘致活動を実施していきます。
	9 自動車関連技術高度化支援事業費		
	10 32102 クリーンエネルギーバレー構想の推進	クリーンエネルギー研究推進事業費	<ul style="list-style-type: none"> ●環境生活部とも連携し、開発した創エネ・蓄エネ・省エネにかかる技術の、県内事業所への普及にも努めてほしい。

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
11	メディカルバレー産学官民連携事業費	●観光・国際局とも連携し、メディカルツーリズムの観点も入れて、情報発信して行って欲しい。	・現在県内でメディカルツーリズムを実施している医療関係事業者はないと思われませんが、実施しようとする事業者が現れた際には、県としても情報発信を検討していきます。
12	32103 ライフィノベーションの推進	●観光・国際局とも連携し、メディカルツーリズムの観点も入れ、国外にも広く啓発して行ってはどうか。	・現在県内でメディカルツーリズムを実施している医療関係事業者はないと思われませんが、実施しようとする事業者が現れた際には、県としても情報発信を検討していきます。
13	メディカルバレー緊急雇用創出事業費	●フードイノベーション課とも連携して、沖縄県における「ぬちぐすい」（食事こそが命を守る薬という考え方）のような発想に基づく、「薬」と「農」が連携した産業の創出に努めて行って欲しい。	○平成25年度事業において、「薬」と「農」が連携し、新産業の創出をめざした可能性調査を実施しているところです。今後、その調査結果や懇話会の意見を参考に、26年度は、「薬」と「農」が連携した産業を創出するため、薬用植物の産地形成や製品・サービスの開発支援を行ってまいります。
14	みえライフィノベーション推進事業費		
15	高度部材に係る研究開発促進事業費		
16	四日市コンビナート競争力強化事業費	●創業から時間が経ち老朽化が進んでいる設備の更新についても、より連携を強めて課題の解決を図ってほしい。	・コンビナート企業の競争力強化を図っていくため、コンビナート企業と行政が連携し操業環境の改善や産業基盤の望ましい方向についての検討を行う場を設けており、その中で、例えば、老朽化設備の更新にかかる事業が提案された場合には、関係企業と連携し課題解決に向けて検討していきたいと考えています。
17	32104 国内外のネットワークづくり	●調査によって得られたデータが、どのように利活用されているのかが気になる。この調査を、事務事業や施策の評価・改善につなげて行って欲しい。	○調査対象企業を業種別、従業員規模別、地域別に分析し、各事業の実施・見直しを検討する際の基礎資料として整理しました。また、その時々の経済情勢を踏まえた特別調査も実施し、より現実に即した調査の実施に努めていきます。
18	みえ産業振興戦略検討事業費	●この戦略が「今後、何を成長産業と位置付け、何で雇用を生み出していくのか？」の戦略であるならば、本施策の各事業は全てその戦略の下に位置付けられているべきと考えるが、その連関しているのかが分かりにくい。戦略が「絵に描いた餅」になってしまわないよう、戦略と事業との結びつきを明確にしてほしい。	○「みえ産業振興戦略」の改定・更新（ローリング）に向けて、フォローアップ（進捗管理）や今後の取組の方向性について議論を進め、戦略を具現化していくために必要となる施策・事業の実施についての検討を進めていきます。
19	新たな産業振興プロジェクト等業務推進緊急雇用創出事業費	●何を「強み」と捉えるかは、どのような観点から分析するかによって異なる。今後基礎資料として多面的に活用できるように、データの収集・分析が一面的なものにならないよう留意されたい。	○今後の産業振興戦略を検討していくにあたって、従前からの定例的な質問に加え、その時々の経済情勢を踏まえたアンケート調査を実施することで、よりの確な状況把握につなげていきます。

	意見	当初予算要求への反映状況等
施策に関する総括的な意見	<p>●県民指標の目標項目である「県内への設備投資額」を、当該年度の誘致企業に対するアンケート調査によってのみ、算出する方法に疑問を感じる。今後の施策では、新規立地のみならず、既存企業の設備投資についても把握されることと思うが、アンケートだけでなく、多面的な情報源にもとづき、より正確な設備投資動向の把握に努めてほしい。</p> <p>●従来からのバレー構想や産業集積促進補助金を見直し、マイルージ制度やマザー工場型拠点立地補助金などを通じて、既存企業の高付加価値化を図る新たな方向は注目すべき動きといえる。一方で、全国的に国内立地件数が増加傾向を示し始めている中で、クリーンエネルギーやメディカル産業など成長産業の新規立地で成果をあげることが問われてこよう。いずれにしても、従来とは異なる戦略的な企業誘致が求められるが、その具体的な内容については、あまり明確ではないように思われる。工場診断、産業別の立地優位性の検討など、新たな手法を活用した効果的な施策展開を期待したい。</p> <p>●企業立地件数は、東海4県の中で三重県だけが下がっているといった趣旨の説明があったが、目標を達成できなかった原因を、周辺他県と比べて、どのように分析し、それを新制度の創出にどうつなげたのか、PDCAのうち、CAがもう少し明確に示されないと、施策の進展度を高めるような事業を創出しがたいのではないかと感じた。また、事業環境の整備によって起業を促すといったインキュベーションの視点も、もう少し欲しいと感じた。</p> <p>●県民指標が設備投資額となっている。企業の撤退も考慮すべきと考える。純投資額の方が良い。設備廃棄についても県の支援が不十分でなかったか、当初の支援に誤りがなかったか、の反省分析に役立つ。</p> <p>●企業誘致は重要だが、既存の企業が撤退しないようにしていくためのケアも必要。 →撤退する企業の担当者を対象に、企業側の要求と撤退理由について聞き取り調査をするのはどうか。 →企業側が考えているデメリットを業種別にデータ化して分析することはよい資料になるのではないかと。</p> <p>●評価指標には、撤退した企業からの三重県の課題を加えることも必要。</p> <p>●日銀の沖縄支店長は、転勤してきた企業の支店長が、東京本社や大阪本社に戻ったときに沖縄宣伝長として活用してもらうため、定期的に県の重要施策などを郵送していると聞いている。トップクラスセールスも重要であるが、ミドルクラスセールスというものは地味だが低コストで意外と効果的かもしれない。</p>	<p>○県民指標は、施策の進行管理を行うとともに、県民の皆さんに取組の成果を表すものであることから、県と立地協定を締結した企業へのアンケート調査だけでなく、工場立地動向調査の対象企業を含め、より幅広く企業の設備投資動向を把握していきます。</p> <p>○近年の企業の投資動向は、グローバルな視点での適地適産を活発化させていること、また、国内では小規模な投資の割合が増える傾向にあることなど、企業の投資動向が変化してきています。このような変化も踏まえ、国内にとどまって操業を続けるマザー工場の整備に対する支援、マイルージ制度の導入による県内企業の再投資の促進などを柱とする補助制度を継続して運用してまいります。</p> <p>さらに、県内工場の工場機能の診断や産業別の立地優位性などに関する調査研究を進め、新たな誘致の手法を検討していく中で、新規企業の立地や県内企業の再投資を促進する企業誘致活動を戦略的に展開していきます。</p> <p>また、県内に立地している企業の操業環境の改善や追加投資につなげるための支援等に取り組むとともに、金融機関や市町と連携した投資促進セミナー等によって三重の強みを情報発信していきます。</p> <p>○企業が撤退している原因や、企業にとって操業拡大（再投資）を行ううえで、課題や障害となることについてできる限り情報収集に努め、今後の施策展開に活用していきます。このため、新たに、三重県内事業所との懇話会を計画し、企業の事業内容等の情報交換や操業に関する課題などの意見交換を行ってまいります。</p> <p>○三重の魅力発信や三重県の営業活動に協力いただける企業を「三重の応援企業」として登録を引き続き進めて、県と企業とのネットワークを構築していくとともに、県内に立地している企業との懇話会を通じて、企業の社内報等の広報媒体による三重の魅力発信について協力を依頼してまいります。</p> <p>加えて、担当ベースの企業訪問の中でも、観光キャンペーンなどもPRしていきます。</p>

注) ○は当初予算要求に反映したものを示しています。